

# Chapter 2: Guidelines for Procurement under Japanese ODA Loans

## TABLE OF CONTENTS

	Page
<b>PART I GENERAL</b> .....	<b>83</b>
Section 1.01 Introduction .....	83
Section 1.02 International Competitive Bidding (ICB).....	87
Section 1.03 Procedures Other than International Competitive Bidding (ICB).....	88
Section 1.04 Eligibility.....	90
Section 1.05 JICA's Review .....	92
Section 1.06 Corrupt or Fraudulent Practices .....	94
<b>PART II INTERNATIONAL COMPETITIVE BIDDING (ICB)</b> .....	<b>96</b>
A. Type and Size of Contract .....	96
Section 2.01 Types of Contract .....	96
Section 2.02 Size of Contract .....	98
Section 2.03 Single-Stage: Two-Envelope Bidding and Two-Stage Bidding .....	99
B. Advertising and Prequalification .....	101
Section 3.01 Advertising.....	101
Section 3.02 Prequalification of Bidders.....	102
C. Bidding Documents.....	106
Section 4.01 General.....	106
Section 4.02 Reference to JICA.....	108
Section 4.03 Bid Securities.....	109
Section 4.04 Conditions of Contract .....	110
Section 4.05 Clarity of Bidding Documents.....	112
Section 4.06 Standards.....	114
Section 4.07 Use of Brand Names .....	115
Section 4.08 Expenditures under Contracts.....	116
Section 4.09 Currency of Bids .....	117
Section 4.10 Currency Conversion for Bid Comparison.....	118
Section 4.11 Currency of Payment .....	119
Section 4.12 Price Adjustment Clauses .....	121
Section 4.13 Advance Payment.....	123

<b>Section 4.14</b>	<b>Performance Securities and Retention Money</b> .....	124
<b>Section 4.15</b>	<b>Insurance</b> .....	126
<b>Section 4.16</b>	<b>Liquidated Damage and Bonus Clauses</b> .....	127
<b>Section 4.17</b>	<b>Force Majeure</b> .....	128
<b>Section 4.18</b>	<b>Language</b> .....	129
<b>Section 4.19</b>	<b>Settlement of Disputes</b> .....	130
<b>Section 4.20</b>	<b>Applicable Laws</b> .....	131
<b>D.</b>	<b>Opening of Bids, Evaluation and Award of Contract</b> .....	132
<b>Section 5.01</b>	<b>Time Interval between Invitation and Submission of Bids</b> .....	132
<b>Section 5.02</b>	<b>Procedures relating to Opening of Bids</b> .....	134
<b>Section 5.03</b>	<b>Clarification or Alteration of Bids</b> .....	135
<b>Section 5.04</b>	<b>Process to be Confidential</b> .....	136
<b>Section 5.05</b>	<b>Examination of Bids</b> .....	137
<b>Section 5.06</b>	<b>Evaluation and Comparison of Bids</b> .....	139
<b>Section 5.07</b>	<b>Postqualification of Bidders</b> .....	144
<b>Section 5.08</b>	<b>Evaluation Report</b> .....	145
<b>Section 5.09</b>	<b>Award of Contract</b> .....	146
<b>Section 5.10</b>	<b>Rejection of Bids</b> .....	148
<b>Section 5.11</b>	<b>Notification to Unsuccessful Bidders and Debriefing</b> .....	151
<b>Section 5.12</b>	<b>Information to be Made Public</b> .....	152
<b>ANNEX I</b>	<b>FACTORS TO BE EVALUATED IN PREQUALIFICATION</b> .....	153

## 第2部：円借款事業のための調達ガイドライン

### 目次

Page

第1章 総論	83
第1.01条 序文	83
第1.02条 国際競争入札	87
第1.03条 国際競争入札以外の調達方法	88
第1.04条 適格性	90
第1.05条 機構の確認	92
第1.06条 腐敗または不正行為	94
第2章 国際競争入札 (ICB)	96
A. 契約の形態と規模	96
第2.01条 契約の形態	96
第2.02条 契約の規模	98
第2.03条 一段階：二札入札および二段階入札	99
B. 公示および事前資格審査	101
第3.01条 公示	101
第3.02条 応札者の事前資格審査	102
C. 入札書類	106
第4.01条 一般事項	106
第4.02条 機構に関する言及	108
第4.03条 入札保証	109
第4.04条 契約の条件	110
第4.05条 入札書類の明確性	112
第4.06条 規格	114
第4.07条 商標名の使用	115
第4.08条 契約に基づく支出	116
第4.09条 入札通貨	117
第4.10条 入札内容比較のための通貨換算	118
第4.11条 支払い通貨	119
第4.12条 価格調整条項	121
第4.13条 前渡金	123
第4.14条 履行保証および保留金	124

第 4.15 条	保険	126
第 4.16 条	予定損害賠償条項およびボーナス条項	127
第 4.17 条	不可抗力	128
第 4.18 条	使用言語	129
第 4.19 条	紛争解決	130
第 4.20 条	準拠法	131
<b>D.</b>	<b>開札、入札評価および落札者決定</b>	<b>132</b>
第 5.01 条	入札募集から入札までの期間	132
第 5.02 条	開札に関する手続き	134
第 5.03 条	入札内容の明確化および変更	135
第 5.04 条	手続きの非公開性	136
第 5.05 条	入札内容の審査	137
第 5.06 条	入札内容の評価と比較	139
第 5.07 条	応札者の事後資格審査	144
第 5.08 条	評価報告書	145
第 5.09 条	落札	146
第 5.10 条	入札の拒否	148
第 5.11 条	失注者への通知と失注理由にかかる照会	151
第 5.12 条	情報の公開	152
<b>別添 I</b>	<b>事前資格審査評価項目</b>	<b>153</b>

## 第 2 部：調達ガイドライン



## 第1章 総論

### Part I GENERAL

#### 第1.01条 序文

##### Section 1.01 Introduction

(1) “Guidelines for Procurement under Japanese ODA Loans” are applicable to the ODA Loans provided by JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY (hereinafter referred to as “JICA”), under Clause (a), Item (ii), Paragraph 1, Article 13 of the ACT of THE INCORPORATED ADMINISTRATIVE AGENCY-JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY.

(2) These Guidelines set forth the general rules to be followed by Borrowers of JICA in carrying out the procurement of goods and services for a development project which is financed in whole or in part by Japanese ODA Loans. (The term “the Borrower” as used in these Guidelines also refers to the Executing Agency of the project and the term “goods and services” as used in these Guidelines includes related services other than consulting services.)

(3) The proceeds of Japanese ODA Loans are required to be used with due attention to considerations of economy, efficiency, transparency in the procurement process and non-discrimination among eligible bidders for procurement contracts.

(4) The application of these Guidelines to a particular project financed by an ODA Loan provided by JICA will be stipulated in the Loan Agreement between JICA and the Borrower.

(5) These Guidelines govern the relationship between JICA and the Borrower, who is responsible for the procurement of goods and services. No provision of these Guidelines shall be construed as creating any right or obligation between JICA and any third party, including those bidding for the procurement of goods and services. The rights and obligations of the Borrower vis-à-vis bidders for goods and services to be furnished for the project will be governed by the bidding documents which the Borrower issues in accordance with these Guidelines.

(6) JICA and the Borrower will agree on the schedule of procurement, either prior to or in the course of the negotiations relating to Japanese ODA Loans.

<訳文>

(1) 「円借款事業のための調達ガイドライン」は、国際協力機構（以下「機構」という。）

が、独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第2号ロに基づき供与するODAローン（以下「円借款」という。）の事業に適用される。

- (2) 本ガイドラインは、機構の借入人が、機構がその全部または一部に対して円借款を供与する開発事業のための資機材および役務の調達に際し、従うべき一般的な原則を記したものである（以下本ガイドラインでいう「借入人」とは実施機関をも指し、「資機材と役務」とはコンサルティング業務以外の関連役務を含む。）。
- (3) 機構の円借款の資金は、経済性、効率性、調達過程における透明性および調達契約に対する入札適格者間の非差別性に十分留意して使用されることが求められる。
- (4) 機構により円借款を供与される個々の事業に対する本ガイドラインの適用については、機構と借入人間の借款契約（L/A）に定める。
- (5) 本ガイドラインは、機構と、資機材および役務の調達責任を負う借入人との関係を規定するものである。本ガイドラインのいかなる条項も、機構と、資機材および役務の調達のための応札者も含めた第三者との、権利または義務を生じさせるものと解釈されないものとする。当該事業のために供給される資機材および役務に関わる借入人と応札者相互間の権利および義務は、借入人が本ガイドラインに従って発行する入札書類により規定される。
- (6) 機構と借入人は、円借款の交渉に先立ち、または円借款の交渉に際して、調達スケジュールについて合意する。

#### <解説>

##### 1. 第(1)項について

本項は、「円借款」の定義と本ガイドラインが円借款事業に適用される旨を記したものである。

##### 2. 第(2)項について

本項は、借入人が一般に遵守すべき調達関連のルールを提示するという本ガイドラインの目的を記したものである。

##### 3. 第(3)項について

本項は、調達にあたっての基本的考え方とされる原則を記したものである。従来の経済



性 (economy)、効率性 (efficiency)、非差別性 (公平性) (non-discrimination) に加え、調達手続きの透明性も重要なポイントであるとの認識が高まっていることを踏まえ、透明性 (transparency) につき明記している。これは世界銀行の調達ガイドラインにおいても基本原則の一つとされている。

#### 4. 第(4)項について

プロジェクトは、機構と借入人との間で合意したスケジュールに従って実施されなければならない。借入人は、借款契約 (L/A) 調印前に進められる調達手続きについて機構と協議の上、政府開発援助 (ODA) にかかる国際的な規則に従って、調達手続きを進めることができる。

#### 5. 第(5)項について

- (01) 本ガイドラインはあくまで機構と借入人間の借款契約 (L/A) の一部であるところ、直接当事者たる借入人と同応札者または契約者との間で落札決定、契約締結等調達に関する問題が生じたとしても、それらは入札書類または契約書を基に直接当事者間で解決されるべきであり、機構は何ら責任を負うべき立場にはない。本項では、調達の責任はあくまで借入人にあり、機構に責任がないことを明記している。
- (02) 本ガイドラインは、通常のプロジェクト借款におけるコンサルティング業務を除く、通常の資機材および役務 (の調達) をその適用対象とするものである。したがって、その他特殊ケースに関しては、各ケースに応じ、ガイドラインの追加・削除を含めた修正または新たな調達スキーム作成等を以って適宜対処する必要がある。

#### 6. 適格応札者間の非差別性の原則から、事前資格審査や入札評価に際し国内企業優遇措置 (Preferential Margin/Domestic Preference) を講じることは認められない。

- (01) 理由は次のとおり。
  - (a) 円借款事業において全ての適格企業は公平に扱われなければならない。
  - (b) かかる優遇措置は事業費の増大、あるいは技術面でのパフォーマンスの低下を招くおそれがある。
  - (c) かかる優遇措置は適格応札者間の公正な競争を歪めるおそれがある。
- (02) 借入人より頻りに提案される国内企業優遇方法の代表例は次のとおり。これらの方法は円借款事業においては受け入れられない。
  - (a) 国内企業との提携 (Association/Joint Venture (J/V)) 義務付け : 受け入れ不可。ただし、かかる提携の「奨励」 (encouragement) は受け入れ得る。
  - (b) 国内企業を有利に扱う評価基準、事前資格審査に際しての国内経験に対する過

度な配点：受け入れ不可。

7. 応札者間の自由な競争を促進するため、機構は入札に先立つ予定価格の公表には同意できないとの立場を取ってきた。しかしながら近時、借入人や国際機関の中には、入札手続きにおける透明性を最重要視する観点から予定価格の公表を求めるところも出てきている。そのため、機構は積極的には予定価格の公表を奨励しないものの、借入人がこれを公表することを希望する場合には、機構はこれに対して異議を唱えないこともあり得る。
8. 公正な競争を確保するための「一応札者一応札（One Bid Per Bidder）」の原則に基づき、企業の提携およびJ/Vにかかる基準は次のとおりとする。
  - (01) 契約上「連帯して」（jointly and severally）業務全般に責任を負う企業は、サブコントラクターを含むいかなる形態においても2つ以上の札に参加することはできない。
  - (02) サブコントラクターとして、契約上業務全般に責任を負わない企業は、その形態でのみ2つ以上の札に参加することも認められる。

## **第 1.02 条 国際競争入札**

### **Section 1.02 International Competitive Bidding (ICB)**

JICA considers that in most cases International Competitive Bidding (ICB) is the best method for satisfying the requirements regarding procurement of goods and services for projects stated in Section 1.01 (3) above. JICA, therefore, normally requires Borrowers to obtain goods and services through ICB in accordance with the procedures described in Part II of these Guidelines.

< 訳文 >

機構は、ほとんどの場合、事業に必要な資機材および役務の調達に関し、上記第 1.01 条第 (3) 項にて述べた必要事項を満足させるためには国際競争入札 (ICB) が最良の方法であると考え。したがって、機構は、通常借入人に対して資機材および役務の調達を本ガイドライン第 2 章に規定する国際競争入札の手続きに基づいて行うよう求めている。

< 解説 >

本条は、第 1.01 条第 (3) 項の原則に照らし、最も適した調達方法は通常の場合では国際競争入札 (ICB) であるとの判断に基づく。

### 第 1.03 条 国際競争入札以外の調達方法

#### Section 1.03 Procedures Other than International Competitive Bidding (ICB)

(1) There may be special circumstances in which ICB may not be appropriate, and JICA may consider alternative procedures acceptable in cases of the following:

(a) Where the Borrower wishes to maintain reasonable standardization of its equipment or spare parts in the interests of compatibility with existing equipment.

(b) Where the Borrower wishes to maintain continuity of services related to goods and services provided under an existing contract awarded in accordance with procedures acceptable to JICA.

(c) Where the number of qualified contractors, suppliers or manufacturers (hereinafter collectively referred to as “Contractor(s)”) is limited.

(d) Where the amount involved in the procurement is so small that foreign firms clearly would not be interested, or that the advantages of ICB would be outweighed by the administrative burden involved.

(e) Where, in addition to cases (a), (b), (c) and (d) above, JICA deems it inappropriate to follow ICB procedures, e.g. in the case of emergency procurement.

(2) In the above-mentioned cases the following procurement methods, may, as appropriate, be applied in such a manner as to comply with the ICB procedures to the fullest possible extent:

(a) Limited International Bidding (LIB), which is essentially international competitive bidding by direct invitation without open advertisement.

(b) International Shopping, which is a procurement method based on comparing price quotations obtained from several (usually at least three) foreign and/or local suppliers to ensure competitive prices.

(c) Direct Contracting.

(3) These Guidelines will not apply in the case of procurement of goods and services which are to be financed by the local currency portion of the Loan.

Procurement of such goods and services shall, however, be effected with due attention to the considerations stated in Section 1.01 (3). JICA deems it appropriate that such procurement be effected through Local Competitive Bidding (LCB) among Contractors of the country of the Borrower.

< 訳文 >

(1) 国際競争入札 (ICB) が適当でなく、機構が他の方法を認め得るような特殊な状況は以

下のとおりである。

- (a) 借入人が既存機器との適合性を図る見地から、機器またはスペアパーツについて妥当な範囲での規格統一維持を希望する場合。
- (b) 借入人が、機構が了承する手続きに従い落札された既存契約の基で供給される資機材および役務にかかる業務との継続性を図ることを希望する場合。
- (c) 適確な請負者、供給者または製造者（以下総称して「コントラクター」という。）の数が限られている場合。
- (d) 当該調達金額が少額なため外国企業が興味を示さないことが明確な場合、または、少額なため国際競争入札を行うことによって生ずる管理上の負担がその利点を上廻る場合。
- (e) 上記(a)、(b)、(c)および(d)に加え、緊急調達の場合のように機構が国際競争入札を不適当とみなす場合。

(2) 上記の場合、次のような調達方法が適用され得るが、その際には最大限可能な限り国際競争入札の趣旨を取り入れるものとする。

- (a) 限定国際入札（LIB）（公示なしの直接招請による実質的な国際競争入札）
- (b) インターナショナルショッピング（価格競争を確保するために複数（通常は3者以上）の外国および／または現地の供給者から得た価格見積の比較に基づく調達方法）
- (c) 随意契約

(3) 本調達ガイドラインは、借款の内貨部分から融資される資機材および役務の調達に際しては適用されないものとする。しかし、かかる資機材および役務の調達は、第 1.01 条第(3)項にて述べた必要事項に十分配慮して行うものとする。機構は、かかる調達は借入国の「コントラクター」による現地競争入札（LCB）が適切と考える。

#### <解説>

1. 本条は、原則方法たる国際競争入札（ICB）以外の調達方法の使用が可能なケース、およびその方法を使用する場合に採るべき手続きにつき記したものである。

#### 2. 第(3)項について

内貨融資の対象となる資機材および役務の調達にあたっては本ガイドラインの適用は行わず、借入国間で一般的に使用されている調達手続きを認めるが、その際でも第 1.01 条第(3)項にて述べた要件を確保する見地から競争入札が望ましい旨を規定している。

#### 第 1.04 条 適格性

##### Section 1.04 Eligibility

(1) A firm or an organization which has been engaged by the Borrower to provide consulting services for the preparation related to procurement for or implementation of a project, and any of its associates/affiliates (inclusive of parent firms), shall be disqualified from working in any other capacity on the same project (including bidding relating to any goods and services for any part of the project). Only in special cases and only with clear justification, and after taking into account all aspects and circumstances, may JICA and the Borrower agree to permit a firm and/or its associates/affiliates (inclusive of parent firms) to be invited to bid on a project financed by Japanese ODA Loans as a Contractor, when it is also employed on the same project as a consultant.

(2) The provisions of paragraph (1) of this Section also apply to Contractors who lend, or temporarily second, their personnel to firms or organizations which are engaged in consulting services for the preparation related to procurement for or implementation of the project, if the personnel would be involved in any capacity on the same project.

##### <訳文>

- (1) 当該事業の調達にかかる準備または実施にかかるコンサルティング業務を受注した企業または組織および関連会社／系列会社（親会社を含む）は、同一事業における他のいかなる業務（資機材および役務の提供にかかる入札参加を含む）を行うことから失格とされるものとする。特殊な場合かつ明確な正当性が認められる場合にのみ、諸般の事情を勘案の上、機構と借入人は、既にコンサルタントとして雇用されている企業またはその関連会社／系列会社（親会社を含む）が、同一事業の「コントラクター」として入札に参加できる旨合意することもある。
- (2) 上記第(1)項の規定は、「コントラクター」が当該事業の調達にかかる準備または実施にかかるコンサルティング業務に従事している企業または組織に、自社の職員を貸与もしくは一時的に派遣し、同職員が当該事業に派遣し、同職員が当該事業にかかる何らかの業務を行っている場合、当該「コントラクター」についても適用される。

<解説>

1. 第(1)項および第(2)項について

「貸与または一時的に派遣」の解釈については以下のとおり。

- (01) 建設業者または製造業者がコンサルタントに自社の職員を「貸与」または「一時的に派遣」している場合、当該職員が親元企業の係わるプロジェクトを担当していなければ親元企業の当該プロジェクトの応札資格につき問題とはしない。
- (02) 「貸与」または「一時的に派遣」されている職員とは、親元企業を退職していない職員とする。「退職」とは、退職金が支払われたことおよび、退職後、親元企業から金銭的な便益を受けていないこととする。したがって、当該職員が親元企業を退職した時点以降は、親元企業との関係において、貸与または一時的に派遣されているとは見なされない。
- (03) 「親元企業に係わるプロジェクトを担当する」とは、当該プロジェクトのコンサルタント契約上、当該職員が現地作業と本社作業とを問わず業務に従事することが明記されている場合を指す。他方、自社職員をコンサルタントに出向させていても、当該職員が問題となっているプロジェクトに従事していなければ、当該親元企業の中立性について問題とはならない。
- (04) コンサルタントの中立性は、調達段階のコンサルタント契約のみならず、詳細設計段階、入札書類作成段階並びに施工監理段階に関わるコンサルタント契約においても求められる。即ち、上記段階に従事する全てのコンサルタントの職員は応札企業から中立でなければならない。

2. 企業（コンサルタント企業の関連会社等）が本条に違反していることが発覚した場合、当該企業は原則として失格とされるものとする。

## 第 1.05 条 機構の確認

### Section 1.05 JICA's Review

(1) JICA may review the Borrower's procurement procedures, documents and decisions. The Borrower shall submit to JICA, for JICA's reference, any related documents and information as JICA may reasonably request. The Loan Agreement will specify the extent to which review procedures will apply in respect of goods and services to be financed out of the proceeds of the Loan.

(2) JICA does not finance expenditures for goods and services which, in the opinion of JICA, have not been procured in accordance with the agreed procedures and JICA will cancel that portion of the Loan allocated to such goods and services that have been misprocured. JICA may, in addition, exercise other remedies under the Loan Agreement.

<訳文>

- (1) 機構は借入人の調達にかかる手続き、書類および決定事項を確認できるものとする。借入人は、機構の確認のため、機構が正当に要求する関係書類および情報を提出しなければならない。借款契約（L/A）には、借款の貸付金により融資される資機材および役務にかかる確認手続きが適用される範囲を規定するものとする。
- (2) 機構は、機構の意見において、借款契約における合意手続きによって調達されなかった資機材および役務の支出については融資を行わない。また、機構は、不適正に調達された資機材および役務に配分された借款の該当部分を取り消す。更に機構は、借款契約に基づき他の救済手段をとることもできる。

<解説>

1. 一般的に、資機材および役務にかかる調達の決定に際し、機構の確認と同意の対象となっているものは以下のとおり。
  - (01) 借入人が国際競争入札（ICB）以外の調達方法を採用することを希望する場合には、借入人は機構に対し調達方法の確認申請を提出するものとする。
  - (02) 事前資格審査の公示および／または通知の前に、借入人は事前資格審査書類を機構に対し提出するものとする。
  - (03) 事前資格審査によりいくつかの企業が選定された後、借入人は、全ての関連書類を添付して、当該企業リストおよび選定理由を含む選定手続きに関する報告書を



提出するものとする。

- (04) 入札招請前に、借入人は応札者への通知・指示書、入札様式、契約案、仕様書、図面および他の入札にかかる書類を機構に対して提出するものとする。
- (05) 一段階：二札入札手続きを採用する場合、借入人は価格札を開札する前に技術札評価を機構に対して提出するものとする。
- (06) 落札通知書を最上位の応札者に交付する前に、借入人は入札評価および落札通知案（上記(05)を採用した場合、「入札評価」を「価格評価」に読み替えるものとする。）を機構に提出するものとする。
- (07) 調達ガイドライン第 5.10 条に規定するとおり、借入人が満足する契約を得るために全入札を拒否することおよび最低評価価格応札者と交渉することを希望する場合（あるいは、最低評価価格第二位の応札者との交渉が不調に終わった場合）には、借入人は機構に対して、理由を明らかにした上で、事前の確認および同意を求めるものとする。
- (08) 契約を締結次第、借入人は正式に証明された契約書の写しを機構に提出するものとする。

2. 機構は、借款契約（L/A）に基づき追加的救済措置をいつでも執行することができる。

## 第 1.06 条 腐敗または不正行為

### Section 1.06 Corrupt or Fraudulent Practices

(1) It is JICA's policy to require that bidders and Contractors, as well as Borrowers, under contracts funded with Japanese ODA Loans and other Japanese ODA observe the highest standard of ethics during the procurement and execution of such contracts.

In pursuance of this policy, JICA;

(a) will reject a proposal for award if it determines that the bidder recommended for award has engaged in corrupt or fraudulent practices in competing for the contract in question;

(b) will recognize a Contractor as ineligible, for a period determined by JICA, to be awarded a contract funded with Japanese ODA Loans if it at any time determines that the Contractor has engaged in corrupt or fraudulent practices in competing for, or in executing, another contract funded with Japanese ODA Loans or other Japanese ODA.

(2) This provision shall be stated in the bidding documents and in the contract between the Borrower and the Contractor.

<訳文>

(1) 機構は、応札者、「コントラクター」並びに借入人が、円借款事業および他の日本の ODA 事業の契約にかかる調達および実施にあたり最高水準の倫理を遵守するよう要求する。これにより機構は、

(a) 落札と推奨された応札者が、当該円借款事業において契約を受注するにあたり、腐敗または不正行為に関与したと認められた場合、その落札の提案を拒否する。

(b) 「コントラクター」が、他の円借款事業または他の日本の ODA 事業の契約を受注、または契約履行中に腐敗または不正行為に関与したと認められた場合、その「コントラクター」を機構が定める一定期間、円借款事業の契約を受注することから失格とする。

(2) 本規定は、入札書類および借入人と「コントラクター」との間の契約書に記載されるものとする。

<解説>

1. 本条は、外国公務員への贈賄を防止する OECD 条約の発効、世界銀行、アジア開発銀行 (ADB) の調達・コンサルタント雇用ガイドラインへの腐敗防止条項の追加等、国際的

に高まりつつある腐敗防止コンセンサスを受け規定したものである。

2. 機構で公表されている関連規程において、本条にいう腐敗または不正行為等に関与した企業等に対して取られる具体的な措置が定められている。

3. 第(1)項について

円借款事業および他の日本の ODA 事業で腐敗または不正行為に関与したと判断された応札者に対して、機構が定める一定の期間、円借款事業における応札資格を失うことになる旨通知するために、入札書類に本項を含むものとする。

## 第2章 国際競争入札 (ICB)

### Part II INTERNATIONAL COMPETITIVE BIDDING (ICB)

#### A. 契約の形態と規模

#### A. Type and Size of Contract

##### 第2.01条 契約の形態

##### Section 2.01 Types of Contract

(1) Contracts may be concluded on the basis of unit prices for work performed or items supplied, a lump sum price, cost-reimbursable, or a combination thereof for different portions of the contract, depending on the nature of the goods or services to be provided. The bidding documents shall clearly state the type of contract selected.

(2) Cost-reimbursable contracts are not acceptable to JICA except in exceptional circumstances, such as conditions of high risk or where costs cannot be determined in advance with sufficient accuracy.

(3) Single contracts for engineering, supply of equipment and construction to be provided by the same party ("turnkey contracts") are acceptable if they offer technical and economic advantages to the Borrower, e.g. where a special process or considerable integration of the various stages is desirable.

<訳文>

(1) 契約は、供給される資機材または役務の性格に応じて、履行工事または供給品目に基づく単価契約、総価契約、ないしは実費償還契約でもよく、あるいは契約の部分部分によりこれらを併用してもよい。採用される契約形態は入札書類に明記されるものとする。

(2) ただし、実費精算契約は、リスクが高い、または前もって十分に正確には費用が決められない等の例外的な場合を除き、機構は受け入れない。

(3) 例えば、特別な工程、または種々の工程において高度な統一性が望まれる等、借入人に技術的、経済的な利点がある場合、設計、機器供給および建設が同一者によりなされる契約形態である単一契約（ターンキー契約）が認められる。

## <解説>

### 1. 第(1)項について

- (01) 契約の主な形態としては、総価（ランプサム）契約（lump-sum contract - 一定の金額で一括してとりまとめて契約額を決めるもの）、単価契約（unit-price contract - 数量×単価で契約額を決めるもの）、実費償還契約（cost-reimbursable contract）等があり、これらは入札書類中に明示される必要がある。
- (02) 総価（ランプサム）契約は契約対象の内容があらかじめ十分かつ委細に推定できる場合（橋梁上部・家屋建設工事等）に用いられ、他方、単価契約は対象・数量が不明確な場合や対象工事量が正確に推定不可能な場合（複雑な土木工事等）に用いられることが多い。なお、本項にある“併用”の例としては、プラント契約におけるプラント本体を総価（ランプサム）、関連パーツ類を単価とするような場合が挙げられる。

### 2. 第(2)項について

実費償還契約は工事（業務）完了後に契約支払い額が決定されるものであり、実際の工事費（材料費、人件費等）と間接的な費用（本社経費等）から成り立つ。実費償還契約には、cost-plus fixed fee 契約、cost-plus percentage fee 契約等がある。なお、この実費償還契約で事前に契約金額の目処が全くたないような実費後払契約の場合には、借款対象金額が確定しないため、本文記載のとおり、原則的には認められない。

### 3. 第(3)項について

契約対象範囲に関する契約形態の一つとして、本項にある「ターンキー契約」が挙げられる。本契約（または設計・施工一括契約）では、発注者の要求事項に基づいて単一の請負者が、エンジニアリング（土木、機械および電気に関するものを含む）、調達、建設および試運転を組み合わせた工事の設計および完成に対して責任を負う。

なお、本契約形態を更に発展させたものとして設計・施工・運転契約と呼ばれるものがあるが、これは試運転後の運転段階における管理をも請負対象にする契約を指す。

## 第 2.02 条 契約の規模

### Section 2.02 Size of Contract

In the interests of the broadest possible competition, individual contracts for which bids are invited shall, whenever feasible, be of a size large enough to attract bids on an international basis.

#### <訳文>

できるだけ広範囲な競争を行うため、入札の招請に対して行われる個々の契約は、可能な限り国際基準を満たす大きい規模のものとする。

#### <解説>

競争原理を十二分に働かせることが入札の目的の一つである以上、入札の規模（ロット）は多くの企業が応札に興味を示すように十分に大きなものである必要がある。なお、1 事業・1 契約である必要は全くないものの、国際競争入札（ICB）の適用除外（第 1.03 条第(1)条(d)）を目的とする恣意的なパッケージの分割は避けられねばならない。借入人は自国（地元）企業の受注を考慮してプロジェクトを多数の小額ロットに分割しようとする傾向があるが、これは、国際競争入札（ICB）活用の可能性が軽減されるばかりでなく、各ロット間の調整が困難となること、契約管理が煩雑となること等の案件監理面への弊害が大きいことから、極力避けるべきである。

### 第 2.03 条 一段階：二札入札および二段階入札

#### Section 2.03 Single-Stage: Two-Envelope Bidding and Two-Stage Bidding

(1) For works, machinery and equipment for which complete technical specifications are prepared in advance, a single-stage: two-envelope bidding procedure should be adopted. Under this procedure, bidders will be invited to submit technical and financial proposals simultaneously in two separate envelopes. The technical proposals are opened first and reviewed to determine that they conform to the specifications. After the technical review has been completed, the financial proposals of the bidders whose technical proposals have been determined to conform to the technical specifications are then opened publicly, with bidders or their representatives allowed to be present. Opening of financial proposals shall follow the procedures stipulated in Section 5.02 of these Guidelines. Evaluation of financial proposals shall be consistent with Section 5.06 of these Guidelines. The financial proposals of the bidders whose technical proposals have been determined not to conform to the technical specifications shall promptly be returned unopened to the bidders concerned. The use of this procedure must be agreed upon by JICA and the Borrower.

(2) In the case of turnkey contracts or contracts for large and complex plants or procurement of equipment which is subject to rapid technological advances, such as major computer systems, for which it may be undesirable or impractical to prepare complete technical specifications in advance, a two-stage bidding procedure may be adopted. Under this procedure, bidders will first be invited to submit technical offers without prices on the basis of the minimum operating and performance requirements. After technical and commercial clarifications and adjustments, followed by amended bidding documents, the bidders will be invited to submit final technical proposals and financial proposals in the second stage. The use of this procedure must be agreed upon by JICA and the Borrower.

#### <訳文>

(1) 事前に完全な技術仕様書が準備できる工事、機材、機器については、二札入札を用いるべきである。本手続きにおいては、技術札と価格札とが同時にかつ別々の札で提出される。第一に技術札が開札され、仕様書に合致しているかを判断するための検討が行われる。技術検討終了後、技術札が仕様書に合致していると判断された応札者の価格札のみが当該札を提出した応札者またはその代理人の前で開札される。価格札の開札は、本ガイドライン第 5.02 条に明記される手続きに従って行われるものとする。価格札の評価

は、本ガイドライン第 5.06 条に従って行われるものとする。技術札が仕様書に合致してないと判断された応札者の価格札は、開札せずに速やかに当該応札者に返却されるものとする。本手続きの採用は機構と借入人との間で合意されなければならない。

- (2) 事前に完全な技術仕様書を準備することが望ましくない、または実務的ではないターンキー契約、大規模かつ複雑なプラントの契約、または大型コンピューター等の技術革新が著しい分野の機材調達等の契約においては、二段階入札を用いてもよい。本手続きにおいては、応札者は第一に、最小限の操業および性能要求等に基づき価格抜きの技術オファーを提出する。技術面・商業面における明確化、調整を踏まえて入札書類が修正された後、第二段階として応札者は最終的技術札と価格札を提出する。本手続きの採用は、機構と借入人との間で合意されなければならない。

#### <解説>

##### 1. 第(1)項について

一段階：二札入札は、火力発電所の発電機器、橋梁建設事業、地下鉄建設事業等において採用されてきた実績もあり、一般的に広く採用され得るものである。二札入札は、技術的評価に問題のなかった応札者のみの間で価格競争をするため、質の重視の面から望ましいものである。この趣旨に対する十分な理解がないために、安価な札を選ぼうとして技術的に不合格な応札者の価格札まで開札したり、技術札評価時点で価格札を開札して評価に影響を与えたりする等のケースもあるが、このようなケースは決して認められない。

##### 2. 第(2)項について

例えば、異なる製造プロセスが存在するプラント事業、幾つかのプロセス・デザインが可能なターンキー契約、コンピューター等技術革新が著しい分野の機器の調達等において、二段階入札が行われ得る。

3. 技術札の評価にあたっては、実質的な価格変更（入札後の値引き）を避けるため、照会（clarification）にともなう価格変更、入札書類の要求内容からの逸脱（deviation）に対する価格の上乗せ等を十分に検討する必要がある。

4. 一段階：二札入札ないし二段階入札においては、技術評価結果について一般に機構の事前確認と同意を得る必要がある。



## B. 公示および事前資格審査

### B. Advertising and Prequalification

#### 第 3.01 条 公示

##### Section 3.01 Advertising

In all cases of ICB contract, invitations to prequalify or to bid shall be advertised in at least one newspaper of general circulation in the Borrower's country. The Borrower should also promptly send copies of such invitations (or the advertisement therefor) to JICA.

#### <訳文>

国際競争入札（ICB）による契約の場合には全て、事前資格審査の募集または入札募集は、借入国で一般的に流通している新聞のうち少なくとも 1 紙に公示されるものとする。借入人は、上記募集（または公示）の写しを機構に速やかに送付すべきである。

#### <解説>

1. 国際競争入札（ICB）採用の目的の一つは、前述のとおり競争原理を可能な限り働かせることによりコストの最小化を図ることにある。同観点より、本公示を広報し、できるだけ多くの潜在的な応札者に情報提供することが重要である。
2. 公示の内容としては、入札対象、コンタクト先、入札締切日等のスケジュール等の事項と共に、確固たる資金源の存在を知らしめることにより、より多くの業者に興味を抱かせ入札への参加を促す（即ち、競争原理を促進させること）ために「本入札に係わる資金源は JICA の円借款である」旨を、また非調達適格業者に不要な入札参加意欲を抱かせないこと等のために調達適格国を、入札書類以前の本公示中にも含ませることが好ましい。
3. 公示は、新聞において行うと共に、電子システムを通じて行うこともできる。

### 第 3.02 条 応札者の事前資格審査

#### Section 3.02 Prequalification of Bidders

(1) Prequalification is in principle required in advance of bidding for large or complex works and, exceptionally, for custom-designed equipment and specialized services to ensure that invitations to bid are extended only to those who are technically and financially capable.

(2) Prequalification shall be based entirely upon the capability of prospective bidders to perform the particular contract satisfactorily, taking into account, inter alia, their: (a) experience of and past performance on similar contracts, (b) capabilities with respect to personnel, equipment and plant, and (c) financial position. A sample of factors to be evaluated in prequalification is shown in Annex I. A clear statement of the scope of the contract and the requirements for qualification (criteria) shall be sent to all those wishing to be considered for prequalification.

(3) All bidders meeting the criteria specified shall be allowed to bid.

#### <訳文>

(1) 大規模または複雑な契約、並びに例外的に特注設計の機器および特殊な役務の場合には、入札募集が技術的・財務的に能力を有する業者のみに対して行われるよう、入札に先立って事前資格審査が原則必要となる。

(2) 事前資格審査は、もっぱら、応札予定者が特定の契約を満足に遂行する能力に関して行われるものとし、特に、(a)同種の契約についての経験と実績、(b)人材、機器およびプラント面での能力、(c)財務状況、が考慮される。事前資格審査評価項目の例を別添 I に示す。契約の範囲および資格要件（基準）を明記した文書は、事前資格審査を受けることを希望する全ての業者に送付されるものとする。

(3) 入札は、指定された基準を満たす全ての応札者に許可されるものとする。

#### <解説>

##### 1. 第(1)項について

(01) 本項は、特に大型工事契約等で通常行われる事前資格審査 (P/Q) に関するものである。

(02) 機構は、質重視の観点から、P/Q は「原則として必要」と考える。また P/Q は大規

模な調達のみならず、調達の内容に応じて大規模でないものにも必要となる場合がある。

- (03) P/Q は、効率的な入札評価の実施が特に重要となる大型工事契約（定量化が困難となる評価要因が多いため）等の場合、十分能力のある企業のみによって入札を実施すること（表面的評価による不適格業者の落札回避）を確保する必要性のある場合、または、多数の応札者が殺到する恐れのある場合（ないし応札者の負担軽減が特に重要となり、したがって、ある程度のしぼり込みがこの段階で必要となる場合）等に行われるものである。1. (02) のとおり、「質を重視する」という観点から P/Q は「原則として必要である」としているところ、少なくとも 10 億円を超える大規模調達、複雑な工事・契約、あるいはデザインビルド契約のように入札準備に多額の費用を要し競争を低減させかねないような事情がある場合には P/Q が行われるべきである。

## 2. 第(2)項について

- (01) P/Q 主要項目としては、本規定中にもあるように、a) 同種契約の経験・実績、b) 人材、設備に関するの能力、c) 財務状況の各諸点と共に、その他、当該国での経験、当該企業の一般情報（資本金、国籍等）、国際援助機関融資事業での経験等も挙げられる（別添 I 「P/Q 評価項目」参照）。なお、P/Q の対象はメインコントラクターであるが、サブコントラクターがメインコントラクターの監理の下で重要な工事を実施する場合、そのデータについても考慮に入れることがある。
- (02) 財務状況について、応募企業は監査された財務諸表を提出し、財務的健全性を示さなければならない。Pass/Fail 方式における財務指標（Financial Index/Ratio）を用いた評価は、財務的健全性についての公平な評価が確保されないため避けるべきである。というのも、財務指標は国ごとに異なる会計手続き、基準・方法に基づいている上、企業の財務状況について全ての側面を表す基準ではないためである。もし借入人が財務指標の採用を強く求める場合には、非常に基本的な指標として Net Worth（資産－負債）の使用は認め得る。借入人は応募企業が財務能力を示す上で求められる情報・書類につき、一定の柔軟性を与えるべきである。
- (03) 借入人は、応募企業が契約を遂行する上で必要な資金を確保する財務能力があることを示すため、信頼のおける商業銀行が発行する銀行推薦状（bank reference letter）の提出を応募企業に求め得るが、その場合、契約落札時に当該銀行が特定のクレジットラインを供与するという内容のものを要求してはならない。なぜならば、P/Q の段階では、応募企業の財務能力如何にかかわらず、当該銀行が特定のクレジットラインを供与することまでを約束することは困難であるからである。したがって、借入人は応募企業に対して、当該銀行は契約落札時に特定のクレジットラインを供与することを「考慮する」（will consider）という内容の銀行推

薦状 (bank reference letter) の提出を求めることはできる。

- (04) P/Q 評価の透明性を更に高めるために、明確な P/Q 評価基準が応募者に送付されるよう本ガイドラインでは求めている。
- (05) P/Q 評価基準は、特定企業しか参加できないような厳しすぎるものであってはならないが、「質の重視」の観点から十分能力のある企業のみが応募するようなレベルの基準とすることが肝要である。借入国企業が入札に参加可能となるよう、恣意的に基準を緩めるようなことは決して認められない。
- (06) P/Q 評価においては、P/Q 基準を厳格に適用しなくてはならない。借入国企業を優遇するために P/Q 基準を緩めること（「同種の経験」の解釈を極端に広くする等）や、競争を確保するためと称して P/Q 評価時に P/Q 基準を緩めようとするのは、「質の重視」の観点から認められない。
- (07) 全体としては P/Q 基準を充足しているものの、特定分野における基準が満たされていない企業・J/V を合格させることは認められない。例えば、十分な経験、人員、設備を有するものの、財務能力を充たさず契約履行中に倒産しかねない企業は、失格とされるべきである。ある分野における能力の欠落は、他の分野における能力で補うことはできない。

### 3. 第(3)項について

- (01) P/Q 通過企業数につき評価以前に予め上限を設けることは認められない。設定された基準を充足する全ての応募企業は入札への参加が認められなければならない。しかしながら、適切な数の企業、通常は 10 企業以内、が通過するような基準を設定することも重要である。あまりにも多くの企業が入札に参加することは、入札評価における借入人の負担を増加させるため望ましくない。
- (02) P/Q 評価の結果、1 社しか合格しなかった場合には、当該 1 社のみに対して入札を実施する意義が認められないため、借入人はこの P/Q 手続きを拒否すべきである。したがって、借入人は一定の条件変更を行った上で新たな P/Q 手続き、あるいは本ガイドラインの基本原則に沿った、他の適当な方法に着手すべきである。

### 4. P/Q 後の共同企業体 (J/V) の構成員の変更は、以下の条件が全て満たされる場合には認め得る。

- (01) 新たな J/V が P/Q 基準を充足すること（新構成員は必ずしも P/Q 通過企業に限られる必要はない。））、
- (02) 借入人にとって当該変更理由が受け入れられるものであること、
- (03) かかる変更が P/Q 通過企業間の競争性を歪めないこと、
- (04) かかる変更が入札前に借入人に申請され承認されること、
- (05) かかる変更が借入人により強要されたものではなく、当該企業側の自由な判断に

よるものであること。

5. 質を確保するためには、P/Q時に提供される情報が真実かつ正確であるか否か厳密に検証されなければならない。かかる情報の検証は契約締結時に実施することが一般的に推奨されており、提供された情報が不適正または不正確な場合を含め、当契約を成功裡に履行する能力または財源をもはや有していないと判断された応札者への落札は拒否され得る。
6. P/Qの準備および応募のために与えられる時間は、要求された全ての情報を収集するために応募者にとって十分なものでなければならない。
7. 借入人は、通常、入札書類の提出日より60日以内に入札書類にかかる結果を応募者に通知すべきである。

## C. 入札書類

### C. Bidding Documents

#### 第 4.01 条 一般事項

##### Section 4.01 General

(1) The bidding documents shall provide all information necessary to enable a prospective bidder to prepare a bid for the goods and services to be provided. While the detail and complexity of these documents will vary with the size and nature of the proposed bid package and contract, they generally include: invitation to bid; instructions to bidders; form of bid; form of contract; conditions of contract (both general and special); technical specifications; list of goods or bill of quantities and drawings, as well as necessary appendices, detailing, for example, the type(s) of security required or acceptable. Guidelines on the principal components of the bidding documents are given in the following Sections.

(2) If a fee is charged for the bidding documents, it shall be reasonable and reflect the cost of their production and shall not be so high as to discourage qualified bidders.

#### <訳文>

(1) 入札書類には、応札者が、提供される資機材および役務に対しての入札の準備を行うために必要な、全ての情報が盛り込まれるものとする。これらの書類の詳細な内容は、実際の入札パッケージおよび契約の規模と性格に応じて異なるが、その内容には通常、入札の募集、入札指示書、入札の様式、契約の様式、契約条件（一般および特記）、技術仕様、資機材のリストまたは数量明細書および図面、並びに、必要とされるまたは受け入れられる保証の種類の詳細等の必要な附属文書が含まれる。入札書類のうち主要な要素についてのガイドラインは、以下の条項に記されている。

(2) 入札書類が有料である場合には、その料金は書類の製作費用を反映した妥当なものとし、適格な応札者の意欲を削ぐような高額でないものとする。

#### <解説>

##### 1. 第(1)項について

(01) 入札書類構成要素の一例を参考までに挙げると以下のとおりである。

(a) Instruction to Bidders

- (b) Bid Form
- (c) General Conditions of Contract
- (d) Special Conditions
- (e) General Specifications
- (f) Technical Specifications
- (g) Bill of Quantities
- (h) Drawings
- (i) Contract Form
- (j) Bid Security Form
- (k) Performance Security Form

(02) 機構は、借入人が円借款調達手続きにおいて使用すべく一連の標準書類を準備している。ここで採用している手続きおよび慣例は広く国際的な経験を通じて醸成されたものであり、円借款事業の調達方針および規定にも合致しているため、その使用を奨励している。

## 2. 第(2)項について

入札書類の価格は、適切な応札者のみが参加し、かつそれらの応札意欲を削ぐことがないよう、印刷・送付等の名目的費用をカバーするもののみであるべきである。契約および入札書類の規模や複雑さにもよるが、一般的には1,000 US ドルを上回らない額が適当である。

#### 第 4.02 条 機構に関する言及

##### Section 4.02 Reference to JICA

Bidding documents shall normally refer to JICA using the following language:

“.....(name of Borrower).....has received (or where appropriate, ‘has applied for’) an ODA Loan from JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY (hereinafter referred to as “JICA”) in the amount of ¥\_\_\_\_\_toward the cost of (name of project, signed date of Loan Agreement), and intends to apply (where appropriate, ‘a portion of’) the proceeds of the loan to payments under this contract. Disbursement of an ODA Loan by JICA will be subject, in all respects, to the terms and conditions of the Loan Agreement, including the disbursement procedures and the ‘Guidelines for Procurement under Japanese ODA Loans’. No party other than (name of Borrower) shall derive any rights from the Loan Agreement or have any claim to loan proceeds. The above Loan Agreement will cover only a part of the project cost. As for the remaining portion, (name of Borrower) will take appropriate measures for finance.”

##### <訳文>

入札書類は、通常、以下の文言を使用し、機構に関して言及するものとする。

『(借入人名)は、(事業名、借款契約(L/A)の調印日)の費用に対し、国際協力機構から(金額)円の円借款供与を受けて(または、場合により、「要請して」)おり、借款資金(場合により、「の一部」)を本契約についての支払いに充てる計画である。国際協力機構による円借款の貸付実行は、あらゆる面で、貸付実行方式や「円借款事業のための調達ガイドライン」を含め、借款契約の条項を条件としている。(借入人名)以外のいかなる団体も、借款契約から権利を引き出すことも、または借款資金に対するクレームを行うこともしないものとする。上記借款契約は、事業費の一部のみをカバーする。残りの部分は、(借入人名)が適切な資金手当てのための措置を講じる。』

##### <解説>

本条は、機構の円借款供与が入札書類上に明記されるべき旨を記したものである(その理由については本ハンドブック第 3.01 条<解説>2. 参照)。調達手続きにかかる条項が遵守されることをより明確にするために、本ガイドラインの条項に従うことが必要であることを明示している。これは、応札者に対して機構の調達ガイドラインの存在、遵守の必要性に対する理解の徹底を促すものである。



### 第 4.03 条 入札保証

#### Section 4.03 Bid Securities

Bid bonds or bidding guarantees will usually be required, but they shall not be set so high as to discourage suitable bidders. Bid bonds or guarantees shall be released to unsuccessful bidders as soon as possible after the contract has been signed with the successful bidder.

#### <訳文>

通常、種々の形での入札保証が必要とされるが、これらは適切な応札者の意欲を削ぐような高額に設定されないものとする。入札保証は、落札者以外の応札者に対しては、落札者との契約締結後可能な限り速やかに返却されるものとする。

#### <解説>

1. 入札保証については、外国銀行の支店が少ない国であるにも関わらず、保証する銀行を借入国内の銀行に限定することはまたはその返却にあたっては借入国通貨でのみ返却するという条項を追加することは、外国企業が著しく不利となり、公正な競争が阻害されるため、認められない。
2. 国際的に認められている入札保証の金額は、通常の契約の場合、想定価格の2%程度である。
3. 銀行保証、信用状 (letter of credit) 等国際的に受け入れられている形態での入札保証の提供を禁じることはまたは現金や小切手等極めて流動性の高い形態に限ることは認められない。そのような要求は適切な応札者の参加意欲を削ぐものである。
4. 入札有効期限は、入札を評価し、入札評価および落札通知案にかかる本行同意を得て落札通知を送付するために十分なものでなければならない。明確かつ正当な事由や必要性が無い限り、当初の入札有効期限を延長することは望ましくない。

#### 第 4.04 条 契約の条件

##### Section 4.04 Conditions of Contract

- (1) The conditions of contract shall clearly define the rights and obligations of the Borrower and the Contractor, and the powers and authority of the consultant as the engineer, if one is employed by the Borrower, in the administration of the contract and any amendments thereto. In addition to customary general conditions of contract, some of which are referred to in these Guidelines, special conditions appropriate to the nature and location of the project shall be included.
- (2) In the conditions of contract, risks and liabilities among the parties shall be allocated in a balanced manner, and modification of such allocation in customary general conditions of contract shall be reasonable in view of smooth implementation of the project.
- (3) Safety shall be emphasized in the implementation of the project. Safety measures taken by the Contractor shall be specified in the contract.

##### <訳文>

- (1) 契約条件には、借入人および「コントラクター」の権利義務、および、借入人によりコンサルタントが雇われている場合には、当該契約の管理およびそれに関連する変更における、エンジニアとしてのかかるコンサルタントの権限を明確に規定するものとする。このガイドラインに述べられている諸点をはじめとして、商慣習上通常規定される契約の一般的な条件に加えて、事業の性格および所在地域に関する適当な特記条件も含められるものとする。
- (2) 契約条件において、関係者間のリスクと責任はバランスよく配分されなければならない、商慣習上、一般的な契約条件に関するかかる配分の変更は、プロジェクトの円滑な実施という観点から適当なものでなければならない。
- (3) 事業実施においては安全が重視されるべきである。「コントラクター」によって取られるべき安全対策は、契約書に明示するものとする。

##### <解説>

#### 1. 第(1)項について

契約条件は、全ての契約に使用される一般的な条件と、個々の契約の特性により異なる特

記条件の二種類から成るが、こうした契約条項は当然、明確に規定されるべきである。

2. 第(2)項について

機構は、本項に規定する変更について、正当化されない場合、同意しないこともあり得る。

#### **第 4.05 条 入札書類の明確性**

##### **Section 4.05 Clarity of Bidding Documents**

(1) Specifications shall set forth as clearly and precisely as possible the work to be accomplished, the goods and services to be supplied and the place of delivery or installation. Drawings shall be consistent with the text of the specifications. Where drawings are inconsistent with the text of the specifications, the text shall govern. The bidding documents shall specify any factors, in addition to price, which will be taken into account in evaluating and comparing bids, and how such factors will be quantified or otherwise evaluated. If bids based on alternative designs, materials, completion schedules, payment terms, etc., are permitted, conditions for their acceptability and the method of their evaluation shall be expressly stated. Invitations to bid shall specify the eligible source countries and other eligibility provisions, such as permissible import content from non-eligible source countries (as stated in Section 1.04). The specifications shall be so worded as to permit and encourage the widest possible competition.

(2) Any additional information, clarification, correction of errors or alteration of specifications shall be sent promptly to all those who requested the original bidding documents. When original specifications are to be altered, added, or corrected due to reasons on the Borrower's side, notification of those modifications, etc., should be immediately sent to all the bidders, using an addendum, and if the change is considered to be major/substantial, bidders should be given additional time for the submission of their bids.

<訳文>

(1) 仕様書には、完成させるべき工事、供給されるべき資機材および役務、および納入場所または据え付け場所をできる限り明瞭かつ正確に記載するものとする。図面は仕様書の本文と合致するものとし、両者間に齟齬がある場合には本文の方が優先するものとする。入札書類には、価格に加えて、入札評価・比較に際して考慮する要素、およびそれらの要素の定量化方法または他の評価方法が示されるものとする。デザイン、資材、完成時期、支払い条件等の代替案が認められる場合には、それらを認める条件とその評価方法が明示されるものとする。入札募集には、調達適格国や、非調達適格国からの許容輸入分等、他の適格性に関する規定（前述第 1.04 条）を明示するものとする。仕様書は、できるだけ広範な競争を可能とし、促進するような表現を使用するものとする。

- (2) 追加情報、明確にすべき点、仕様書の訂正および変更等は、当初の入札書類を申し込んだ全ての応札者に速やかに送付されるものとする。借入人側の理由によって、当初の仕様に対する変更、追加情報、訂正等が行われる場合には、応札者全てに即座に **Addendum** 等によりそれらの修正を通知するべきであり、特に当該変更が重要または実質的なものと判断される場合には、応札者側に応札に向けた追加的な時間的余裕を与えるべきである。

## <解説>

### 1. 第(1)項について

- (01) 主観的評価を回避すべく、非価格要素について、その定量化・評価方法を入札書類に明記するべきである。また、代替案を認める可能性、その評価方法についても明示するべきである。
- (02) 混乱や不公平な応札比較を回避すべく、入札書類は応札者の応札価格設定における税金、関税その他の税金の取扱いを明確に規定しなければならない。また、これらの項目の扱いについて、評価方法の中で明確に定めるべきである。
- (03) 応札者側の混乱や評価段階での種々の問題を回避するため、仕様書 (specifications) は明確かつ正確であるべきである。国際競争入札 (ICB) の下では、仕様書は、できるだけ広範な競争を可能にするよう作成しなければならない。例えば、ボイラー等の一般的機器の調達で、特定タイプの仕様を定めることにより、特定企業 (または特定国の企業) のみの応札が可能となる事態は避けるべきである。また、自国企業が入札に参加できるように、過度に緩い仕様を恣意的に設定することも避けるべきである。

2. 技術的に受け入れられない逸脱 (deviation) のある入札は失格 (non-responsive) とすべきである。応札価格を引き上げることなく、入札書類に定める仕様に合致する資機材および役務を提供するという条件で、その様な応札を受け入れるということは認められない。

#### **第 4.06 条 規格**

##### **Section 4.06 Standards**

If specific national or other standards with which equipment or materials must comply are cited, the bidding documents shall state that equipment or materials meeting the Japan Industrial Standards or other internationally accepted standards which ensure quality equivalent to or higher than the standards specified will also be accepted.

#### <訳文>

機器や資材にかかる特定の国内規格、または他の規格が引用される場合には、当該規格と同等かもしくはそれ以上の品質を保証するような、日本工業規格（JIS）または他の国際的に通用している規格を満たす機器や資材も受け入れられる旨、入札書類に明記されるものとする。

#### <解説>

入札書類にて規格を規定する際は、日本工業規格（JIS）または他の国際的に通用している規格を用いるべきである。その理由は本ハンドブック第 4.05 条<解説>1. の(03)に記されている。

#### **第 4.07 条 商標名の使用**

##### **Section 4.07 Use of Brand Names**

Specifications shall be based on performance capability and shall only specify brand names, catalogue numbers, or products of a specific manufacturer if either specific spare parts are required or it has been determined that a degree of standardization is necessary in order to ensure continuity for certain essential features. In the latter case, the specifications shall permit offers of alternative goods which have similar characteristics and provide performance and quality at least equal to those specified.

##### **<訳文>**

仕様は性能に基づくものとし、特定のスペアパーツが必要とされる場合または特定の重要な特徴を保持するために規格統一が必要とされる場合に限り、特定製造業者の商標名、カタログ番号または製品名を記載するものとする。後者の場合、仕様書は、特定製品と同様の性質を有し、また少なくとも同等の性能および品質を備えた他の製品のオファーをも受け入れるものとする。

##### **<解説>**

本条は商標名等の記載を可能な限り排除すべき旨を記したものである。場合によっては、国際競争入札（ICB）においても一部機器等に関しては規格統一化等の必要性から特定商標名、特定カタログ番号等を記載せざるを得ない場合があり得る（この場合、当該部分が仕様の主要部分であれば随意契約を採用するのが普通である）が、かかる場合にも前述の理由（本ハンドブック第 4.05 条<解説>1. の(03)参照）から、特定製品と同様の性質を有し、少なくとも同等の品質を備えた他の製品をできるだけ受け入れることが望ましい。

#### **第 4.08 条 契約に基づく支出**

##### **Section 4.08 Expenditures under Contracts**

As the use of Japanese ODA Loans is limited to financing expenditures for goods and services from eligible source countries (including those with a permissible import content from non-eligible source countries), the bidding documents shall require the Contractor to use only such goods and services for the contract and to identify all expenditures related to non-eligible source countries (import content) in his statements or invoices.

<訳文>

円借款資金の対象は調達適格国からの資機材および役務（非調達適格国からの許容範囲内の輸入分を含む）への支出に限られているので、「コントラクター」に対し、契約上の費用をこの範囲に限るべきこと、および、計算書ないしはインボイス上に非調達適格国分（輸入分）の全ての費用を明記すべきことを、入札書類にて求めるものとする。



#### 第 4.09 条 入札通貨

##### Section 4.09 Currency of Bids

(1) ODA Loan of JICA is denominated in Japanese Yen and the bid price should normally be stated in Japanese Yen. Whenever necessary, however, other international trading currencies may also be permitted. In addition, any portion of the bid price which the bidder expects to spend in the Borrower's country may be stated in the currency of the country of the Borrower.

(2) The currency or currencies in which the bid price may be stated shall be specified in the bidding documents.

##### <訳文>

(1) 円借款は日本円建てであり、入札も通常円建てでなされるべきであるが、必要があれば、他の国際的に取引されている通貨も認められる。応札者が借入国で支出する予定の部分については、借入国通貨建てで入札されてよい。

(2) 入札において認められる通貨は、入札書類に記載されるものとする。

##### <解説>

##### 第(1)項について

応札通貨として、日本円以外の国際通貨の使用も認められる。また、借入国内での支出が見込まれる部分については、「借入国通貨建てとしても良い」。更に、これらの応札可能通貨については入札書類にて明示されるものとする。通貨決定にあたっては、借入人側の為替リスク負担に配慮する一方、競争が極端に制限されることも避けるべきである。「国際的に取引される通貨 (international trading currency)」という用語は、米ドル、ユーロ等のいわゆる「ハードカレンシー (hard currency)」を指す。

#### 第 4.10 条 入札内容比較のための通貨換算

##### Section 4.10 Currency Conversion for Bid Comparison

(1) The bid price is the sum of all payments to be made to the bidder, in whichever currency.

(2) For the purpose of comparing prices, all bid prices shall be converted to a single currency selected by the Borrower and stated in the bidding documents. The Borrower shall effect this conversion by using the exchange (selling) rates for those currencies quoted by an official source (such as the Central Bank) for similar transactions on a date selected in advance and specified in the bidding documents, provided that such date shall not be earlier than thirty days prior to, nor later than, the date specified for the opening of bids.

#### <訳文>

- (1) 入札価格は、応札者に対し支払われることになる各国通貨建て支払いの全ての合計額である。
- (2) 価格を比較するため、全ての入札価格は、借入人が選定し、かつ入札書類中に明記した単一通貨に換算されるものとする。借入人はこの換算を、入札書類であらかじめ明記された日付の、公的機関（中央銀行等）が示す当該各通貨の為替（売）レートを用いて行うものとする。この日付は、開札日として指定された日より 30 日以前に遡らないものとし、また開札日以降でないものとする。

#### <解説>

##### 第(2)項について

複数通貨による応札価格を比較する際には単一通貨価格に換えて比較することとなるが、その際は、恣意的決定をさけるために、入札書類であらかじめ定められた日付の為替レートを使用しなければならない、というのが本条の趣旨である。

#### 第 4.11 条 支払い通貨

##### Section 4.11 Currency of Payment

(1) Payment of the contract price shall be made in the currency or currencies in which the bid price is expressed in the bid of the successful bidder, except where a different arrangement is clearly justified and specified in the bidding documents.

(2) Where the bid price is to be paid, wholly or partly, in a currency or currencies other than the currency of the bid, the exchange rate to be used for purposes of payment shall be that specified by the bidder in the bid so as to ensure that the value of the currency or currencies used in the bid is maintained without any loss or gain.

##### <訳文>

- (1) 契約額の支払いは、異なる取り決めが明確に正当化されかつ入札書類中に規定されている場合を除き、落札者の入札の際に示された通貨によって行われるものとする。
- (2) 入札において用いた通貨以外の通貨で全額または一部の支払いを行う場合、入札において使用した通貨の価値が損得なしに維持されるように、支払いのために使用される為替レートは、落札者が入札において示したレートとするものとする。

##### <解説>

1. 応札通貨に関する基本的考え方は本ガイドライン第 4.09 条記載のとおりである。
2. 日本円に加え、主要国際通貨の使用も認められる。
3. 支払い通貨は、落札者の為替リスク負担を避けるため、原則として、落札者の応札通貨と同じとする必要がある。すなわち、上記第(1)項で、原則は、あくまで落札者が入札において使用した通貨で契約の支払いを行うことを規定している。更に第(2)項では、この原則から外れる場合であっても、「入札において使用された通貨の価値を確保するため」、落札者が入札において明示したレートを使うこととしている。
4. 第(2)項の例としては、外貨建ランブサムで入札した契約の一部分に充てる支払いについて、借入国内で使用するために借入国通貨での支払いを求めるケースが考えられる。この場合、「入札において示すレート」として当初定めた固定レートを使用することも一法であるが、外貨建の価値を維持するため、「それぞれの支払いの〇日前のレ-

トを使う」等の取り決めでも問題ない。なお、第(2)項は例外的なケースにかかる規定であり、第(1)項による取扱いを推奨する。

## 第 4.12 条 価格調整条項

### Section 4.12 Price Adjustment Clauses

- (1) Bidding documents shall state clearly whether firm prices are required or adjustment of bid prices is acceptable. In appropriate cases, provision will be made for adjustment (upwards or downwards) of the contract price, should changes occur in the prices of major cost components of the contract, such as labor or important materials.
- (2) Specific formulae for price adjustment shall be clearly stated in the bidding documents in order that the same provisions may apply to all bids. A ceiling on price adjustment shall be included in contracts for the supply of goods, but it is not usual to include such a ceiling in contracts for works. There should normally be no price adjustment provision for goods to be delivered within one year.

#### <訳文>

- (1) 入札書類には、固定価格によるものか、価格調整が受入れられるかについての明確な記載がなされるものとする。場合によっては、労働力や主たる資材のような契約の主要部分を占めるものの価格に変動が生じた際の契約金額の調整（増減いずれの方向へも）にかかる条項が設けられる。
- (2) 価格調整にかかる明確な方式は、同じ条項が全ての入札に適用されるように、入札書類に明示されるものとする。資機材の供給契約の場合には価格調整の上限が記されるものとするが、工事の場合には、そのような上限は設けられないのが普通である。通常の場合 1 年以内に納入される資機材については、価格調整条項は設けられるべきではない。

#### <解説>

##### 1. 第 (2) 項について

- (01) 1 年を超える工事契約においては、価格調整条項が必要であること、また、1 年未満の工事契約であっても、比較的短期間に価格変動が見込まれる場合には、価格調整条項が含まれることが一般的に推奨される。
- (02) 工事の場合、基準価格指数または基準価格は応札締切日より 28 日前のものを基準とすべきである。

2. 価格調整付応札価格と固定価格 (fixed (firm) price) の応札価格が混在した場合、評価が困難となるので、これを可能な限り回避するためにも、応札方法を一つに統一

すること（(01) 固定価格による応札か（02）価格調整付 base-price による応札か）が肝要である。なお、固定価格による応札と定めているにも関わらず価格調整付で応札してきた場合には、a) 失格とする、または b) 照会（clarification）により失格としない、の二通りの対応がある。ただし、b) の場合には、既に他の応札者の価格が明らかとなっていることもあり、入札後の実質的な価格変更に当たるとみなされる可能性もあるので、原則として失格とすべきである。また、入札書類には、価格調整付の場合には失格となる旨明記しておくことが必要である。

#### 第 4.13 条 前渡金

##### Section 4.13 Advance Payment

(1) The percentage of the total payment to be made in advance, upon entry into effect of the contract, for mobilization and similar expenses shall be reasonable and specified in the bidding documents. Other advances, such as for materials delivered to the site for use in works, shall also be clearly defined in the bidding documents.

(2) The bidding documents shall specify the arrangements for any security required for advance payments.

##### <訳文>

(1) 着工準備資金および同様の資金として、契約発効直後に前払いされる額の契約全体額に対する比率は、妥当な範囲のものとし、入札書類に明記されるものとする。例えば工事のために現場に持ち込まれる資材のための代金のようなその他の前渡金も、入札書類に明確に記載されるものとする。

(2) 前渡金に必要な保証については、入札書類にその取決めに関して明記されるものとする。

##### <解説>

1. 前渡金条項は小額契約を除き契約に含まれることが常であるが、その額は国際慣習に照らし妥当な範囲内とすべきである。なお、その額は、小型契約あるいは船舶向け特殊契約等を除き、通常、契約額の 10～15%程度であろう。
2. 途上国の企業の中には財務状況が必ずしも万全でないものも多々あるので、工事の進捗をスムーズなものとするためにも前渡金が無いという形は極力避けて、（上述のような）一定額の前渡金を要求すべきである。

#### 第 4.14 条 履行保証および保留金

##### Section 4.14 Performance Securities and Retention Money

(1) Bidding documents for works shall require some form of security to guarantee that the work will be continued until it is completed. This security can be provided either by a bank guarantee or by a performance bond, the amount of which will vary with the type and size of the work, but shall be sufficient to protect the Borrower in the case of default by the Contractor. A portion of this security shall extend sufficiently beyond the date of completion of the works to cover the defects liability or maintenance period up to final acceptance by the Borrower. For such portion of the security extended beyond the date of completion of the works, contracts may provide for a percentage of each periodic payment to be held as retention money until final acceptance. The amount of the security required shall be stated in the bidding documents.

(2) In contracts for the supply of goods it is usually preferable to have a percentage of the total payment held as retention money to guarantee performance rather than to have a bank guarantee or bond. The percentage of the total payment to be held as retention money and the conditions for its ultimate payment shall be stipulated in the bidding documents. If, however, a bank guarantee or bond is preferred, it shall be of a reasonable amount.

<訳文>

- (1) 工事の入札書類においては、工事の完成を保証するための何らかの保証手段をとるよう要求するものとする。この保証は銀行保証または履行保証ボンドによってなされ、保証の額はその工事の形態と規模によって異なるが、「コントラクター」側の契約不履行の際に借入人を保護するに足るものとする。これらの保証の一部分は、工事完成後借入人が履行証明書を発行するまでの欠陥保証期間またはメンテナンス期間を十分カバーするものとする。工事完成後の期間をカバーする保証の一部については、履行証明書を発行するまでの間、期間ごとの支払いの一部を保留金として保有することを契約上規定してもよい。保証額は入札書類に規定されるものとする。
- (2) 資機材供給契約の場合には、一般に総支払い額の一定比率を保留金として保有する方が銀行保証またはボンドの形よりも望ましい。保留金として保有される総支払い額の一定比率およびその最終支払い条件は、入札書類に明記されるものとする。しかしながら、銀行保証またはボンドが望ましい場合には、その金額を妥当な額とするものとする。



<解説>

1. 土木工事契約または大型機器供給契約においては、サプライヤー/コントラクターによる契約不履行から買主（借入人）を保護するため、銀行保証または履行保証bondという形で履行が保証される。本条は借入人保護を目的とするため、借入人作成の入札書類ではほぼ例外なく規定されている。ただしその額（ケースによってその額は大きく異なるが、契約金額の5～15%程度）および有効期間（通常、工事完了後1年程度）は、国際商慣習に照らし妥当なものとするべきである。
2. 保留金（契約金額の5～10%程度）の解除時期に関しては、契約条件に明確に記述されるべきである。ただし、全部または一部の保留金は、最終承諾証明書（final acceptance）の発行まで留保され、それは通常工事完了後1年程度である。
3. 銀行保証の場合には、外国銀行の支店が少ない国であるにも関わらず保証する銀行を借入国内の銀行に限定したり、その返却にあたって借入国通貨でのみ返却すると規定したりすると、外国企業が著しく不利となり公正な競争が阻害されることから、認められない。
4. 第(2)項について  
資機材調達の場合は、契約上の保証期間（warranty period）は引渡し後12ヶ月または輸出港での船積み後18ヶ月が一般的である。2年を超える貿易保険を得ることがかなり困難であることを考慮すると、期間を延長すべき技術的理由がある場合を除き、保証期間は2年より短くすべきである。同様に、工事契約においても、瑕疵責任期間（defect liability period）は2年を上回るべきではない。

#### **第 4.15 条 保険**

##### **Section 4.15 Insurance**

The bidding documents shall state precisely the types and terms of insurance (e.g. liabilities to be covered and duration of the insurance) to be obtained by the successful bidder.

<訳文>

落札者により提供されるべき保険の種類および条件（当該保険がカバーする責任および期間等）は、入札書類に正確に記載されるものとする。

#### 第 4.16 条 予定損害賠償条項およびボーナス条項

#### Section 4.16 Liquidated Damage and Bonus Clauses

Liquidated damage clauses shall be included in the bidding documents for delays in completion or delivery resulting in extra cost, loss of revenues or loss of other benefits to the Borrower. Provision may also be made for a bonus to be paid to Contractors for completion of work contracts by or in advance of times specified in the contract, when such earlier completion will be of benefit to the Borrower.

##### <訳文>

工事完成時期または納入時期の遅延により借入人が追加費用、収入減またはその他の利益の喪失を被った場合に備え、予定損害賠償条項が入札書類に記されるものとする。また、工事が契約書中に明記された期日またはそれ以前に完成し、そのような早期完成により借入人が利益を得る場合には、当該「コントラクター」に対してボーナスを支払う旨の規定を設けてもよい。

##### <解説>

1. 予定損害賠償金の比率は、1日あたりの遅れにつき契約額の0.1%程度、一週間あたりの遅れにつき0.5%程度、総額の上限は5~10%程度とすべきである。
2. 予定損害賠償金は通常は履行保証bondから差し引かれるが、時には保留金またはその後の出来高から相殺して差し引かれる（offset）場合もある。更には、当該金額を別途直接支払う場合もあり得る。
3. 契約者に対して、厳格に工程どおり契約を履行させるために完成または引渡し遅延による予定損害賠償金の上限を設定しないというのは受け入れられない。そのような要求は、応札者に対し不適當に高いリスクを負わせるものである

#### **第 4.17 条 不可抗力**

##### **Section 4.17 Force Majeure**

The conditions of contract included in the bidding documents shall, when appropriate, contain clauses stipulating that failure on the part of the parties to perform their obligations under the contract will not be considered a default under the contract if such failure is the result of force majeure as defined in the conditions of contract.

<訳文>

適当と認められる場合には、当事者のいずれかが契約条件に定められた不可抗力の結果により契約義務不履行に陥った場合、これを契約上の不履行とみなさない旨の規定を入札書類中の契約条件の中に設けるものとする。

#### 第 4.18 条 使用言語

##### Section 4.18 Language

Bidding documents should be prepared in one of the following languages, selected by the Borrower: Japanese, English, French or Spanish. If a language other than Japanese, English, French or Spanish is used in the bidding documents, a full English text shall be incorporated in those documents and it shall be specified which is governing.

###### <訳文>

入札書類は以下の言語（日本語、英語、仏語または西語）のうち、実施機関が選択するいずれか一つの言語で作成されるべきである。他の言語が用いられる場合は、英語による全訳を入札書類に添付するものとし、かつどちらが正本として優先されるのか明記されるものとする。

###### <解説>

1. 入札の目的の一つは、可能な限り広く競争を確保することによりコストの最小化を図る点にあり、その意味において日本語、英語、仏語または西語の使用が必要である。時に、日本語、英語、仏語または西語と現地語の両方の言語での応札を求めようとする例もあるが、他国の応札者にとって不利となる（現地語での文書作成費用がかかる）手続きであることから、原則として認められるべきではない。
2. 同様に、応札も日本語、英語、仏語または西語でなされるべきである。日本語、英語、仏語または西語以外の言語での応札を認めても差し支えないが、その場合においても、応札者は日本語、英語、仏語または西語の使用も併せ認められるべきである。借入人は機構の確認と同意のために十分な情報を英語で提供する責任を負うことになっている。
3. 契約書も以下の言語（日本語、英語、仏語または西語）のうち、実施機関が選択するいずれか一つの言語で作成されるべきである。ただし、応札者間の非差別性が調達手続きの中で確保されるのであれば、その他の言語での契約書作成も認め得る。その場合、借入人は責任者による署名がなされた契約書の英語版コピーを作成する必要はないものの、機構の確認と同意のために十分な情報を英語で提供しなければならない。

#### **第 4.19 条 紛争解決**

##### **Section 4.19 Settlement of Disputes**

Provisions dealing with the settlement of disputes shall be included in the conditions of contract. It is advisable that the provision be based on the "Rules of Arbitration" prepared by the International Chamber of Commerce.

<訳文>

契約条件の中に、紛争解決に関する規定が設けられるものとする。この規定は国際商業会議所によって作成された「仲裁規則」に基づいていることが望ましい。

#### **第 4.20 条 準拠法**

#### **Section 4.20 Applicable Laws**

The contract shall stipulate which laws shall govern its interpretation and performance.

<訳文>

契約書には、その解釈と履行に関して適用される法律を規定するものとする。

<解説>

準拠法に加えて、借入人は、プロジェクト実施の際に交換公文の内容および借款契約 (L/A) の規定についても考慮する。

## D. 開札、入札評価および落札者決定

### D. Opening of Bids, Evaluation and Award of Contract

#### 第 5.01 条 入札募集から入札までの期間

##### Section 5.01 Time Interval between Invitation and Submission of Bids

(1) The time allowed for preparation and submission of bids shall be determined with due consideration of the particular circumstances of the project and the size and complexity of the contract. Generally, not less than 45 days shall be allowed for international bidding.

(2) Where large civil works or complex items of equipment are involved, generally not less than 90 days shall be allowed to enable prospective bidders to conduct investigations at the site before submitting their bids.

<訳文>

(1) 入札の準備および応募のために与えられる期間は、当該事業の個別状況、契約の規模および複雑さに適切な配慮をした上で定められるものとする。国際入札においては通常、45 日間以上の期間が与えられるものとする。

(2) 大規模な土木工事または複雑な機器が含まれている場合には、入札予定者が応募に先立って現場調査をする機会を与えるため、この期間は通常 90 日以上とするものとする。

<解説>

1. 入札募集より提出締切り日までの時間を十分とすることは極めて重要である。これは、単に、より広い競争を行わせしめる目的（およびコストの最小化）から必要であるというのみならず、応札準備のための十分な時間を与えることで応札者は入札書類を精査し、十分検討された応札札を準備することが可能となるからである。このことは、例えば多くの照会（clarification）、評価上の混乱や恣意的な評価、またはその他の取り扱いの難しい状況等、その後の問題の回避に繋がる。十分な準備期間を経て作成された質の高い応札を得ることは、結果として、長期的には、調達手続き全体の期間短縮に繋がるということが強調されるべきである。
2. 本条において定める期間（一般的な契約は 45 日以上、大型工事契約は 90 日以上）の根拠として、機器契約に 1~2 ヶ月必要であること、また大型土木工事契約には現場調



査の必要もあり最低3~4ヶ月が必要であることが挙げられる。しかしながら、契約の大きさと複雑性、プロジェクト現場、緊急性の度合い等によりこの期間は大きく左右されるため、本条の適用にはある程度の柔軟性を持たせても良い。

3. 事前資格審査が入札に先立って実施される場合、事前資格審査が完了次第可能な限り速やかに入札募集がなされるべきである。

## 第 5.02 条 開札に関する手続き

### Section 5.02 Procedures relating to Opening of Bids

(1) The date, hour and place for the latest receipt of bids and for the opening of bids shall be announced in the invitations to bid and all bids shall be opened publicly at the stipulated time and place. Bids received after this time shall be returned unopened.

(2) The name of the bidder and total amount of each bid and of any alternative bids, if such have been requested or permitted, shall be read aloud and recorded when opened. This record shall be confirmed and signed by all bidders or their representatives present at opening of bids, and a copy of this record shall be promptly sent to JICA.

#### <訳文>

(1) 入札締切と開札の日時および場所は入札募集書に記載されるものとし、全ての入札は、あらかじめ定められた時間と場所で公開による開札が行われるものとする。この時点以後に受理した入札は開かずに返却されるものとする。

(2) 応札者名と入札金額、および代替案提出が求められているか許可されている場合には代替案も、開札時に読み上げられた上記記録されるものとする。この記録は開札に出席した全ての応札者またはその代表者が署名するものとし、記録の写しは速やかに機構に送付されるものとする。

#### <解説>

##### 1. 第(1)項について

(01) 恣意的落札を避け、公衆の面前で公平な決定を行うため、本条に定める公開開札を守るべきである。

(02) 開札の時間は、応札締め切りと同時に、あるいはその直後とする。

2. 一段階：二札入札の場合、価格札は技術札の評価後に開札されるが、これも公開で行われるものとする。技術札で失格となった応札者の価格札は開かずに応札者に返却されることを確保する必要がある。

### 第 5.03 条 入札内容の明確化および変更

#### Section 5.03 Clarification or Alteration of Bids

Except as otherwise provided in Section 5.10 of these Guidelines, no bidder shall be requested or permitted to alter his bid after the bids have been opened. Only clarifications not changing the substance of the bid are acceptable. The Borrower may ask any bidder for a clarification of the bid, but shall not ask any bidder to change the substance or price of the bid.

#### <訳文>

本ガイドラインの第 5.10 条に規定されている場合を除いては、いかなる応札者も開札後、その入札内容を変更することを要求されないものとし、また変更することを認められないものとする。その主要内容を変えずに内容の明確化を行うことだけが認められる。借入人は応札者にその入札内容の明確化を求めてもよいが、主要内容や金額の変更要求は行わないものとする。

#### <解説>

1. 当然のことながら、いかなる応札者も、単なる照会 (clarification) を除きその応札内容を変更することはできず、また、借入人も開札後は応札者に対し価格や応札内容の変更を求めることはできない。
2. 照会要請と応札者からの回答は書面をもって行うものとする。照会のプロセスを公正かつ効果的に行うため、応札者には照会要請に回答するのに適当な時間が与えられるものとする。
3. 基本的に、入札評価において照会が必要か否かは借入人の裁量である。しかしながら、その裁量は借入人が恣意的に応札を扱ってよいということの意味するものではない。借入人は結果の評価と同様に照会の実施においても公平性を保つものとする。

#### **第 5.04 条 手続きの非公開性**

##### **Section 5.04 Process to be Confidential**

Except as may be required by law, no information relating to the examination, clarification and evaluation of bids and recommendations concerning awards shall be communicated after the public opening of bids to any persons not officially concerned with this process until a contract has been awarded to a bidder.

##### <訳文>

法律により要求された場合を除き、入札内容の審査、明確化および評価に関する情報、また落札決定に関する推薦のいずれについても、落札者が決定されるまでは、これらの手続きに正式に関与していないものに対して公開されないものとする。

##### <解説>

1. 手続きの非公開性は、借入人および機構が、明示的であれ暗示的であれ、不適當な（外部からの）介入を回避するうえで非常に重要である。
2. 本規定は、事前資格審査手続きにおいても、審査結果にかかる通知が全応募者に対して行われるまでの期間適用される。

## 第 5.05 条 入札内容の審査

### Section 5.05 Examination of Bids

(1) Following the opening of bids, it shall be ascertained whether the bids are substantially responsive to the bidding documents, whether the required securities have been provided, whether documents have been properly signed and whether the bids are otherwise generally in order.

(2) If a bid does not substantially conform to the specifications, or contains inadmissible reservations or is otherwise not substantially responsive to the bidding documents, it shall be rejected.

(3) A technical analysis shall then be made to evaluate each responsive bid and to enable bids to be compared.

#### <訳文>

(1) 開札後、入札書類の条件に実質的に合致しているか、要求されている保証が提供されているか、署名は正当にされているか、入札はその他の面において一般に適切かどうかにつき各々確認されるものとする。

(2) もし、入札内容が仕様の要求に十分合致していなかったり、承認しがたい留保条件を付していたり、または他の点で入札書類の内容に合致していない場合には、そうした入札は排除されるものとする。

(3) こうした審査の後、これらの条件をみたした各入札の評価と比較のために、技術的検討がなされるものとする。

#### <解説>

##### 1. 第(1)項について

審査の対象となる事項は、形式面に関し、例えば入札書類で要求している仕様との整合性、適切なサインの有無、入札保証金の有無等である。

##### 2. 第(2)項について

開札後に応札内容を確認し、その結果、上記要件からの逸脱 (deviation)、あるいは大幅な不一致がある場合には、入札の基本ルールに照らし当該応札は排除されるべきである。当該の逸脱が許容範囲か否かを判断するのは発注者たる実施機関である。しかしコ

ンサルタントと借入人の意見が相違する場合は、両者の意見に十分慎重に対処する必要がある。

## **第 5.06 条 入札内容の評価と比較**

### **Section 5.06 Evaluation and Comparison of Bids**

(1) The purpose of bid evaluation is to compare bids which conform to the technical specifications and are responsive to the bidding documents on the basis of their evaluated cost. Among the bids which conform to the technical specifications, the bid with the lowest evaluated cost, not necessarily the lowest submitted price shall be selected for award. Even when there has been prequalification of bidders, technical factors shall be given their full importance when evaluating bids.

(2) Bid evaluation shall be consistent with the terms and conditions set forth in the bidding documents.

(a) The bidding documents shall specify provisions for adjustment of a bid price to correct any errors in computation, the relevant factors to be considered in bid evaluation and the manner in which they will be applied for the purpose of determining the lowest evaluated bid.

(b) Factors which may be taken into consideration include, inter alia, the payment schedule, the time of completion of construction or delivery, the operating costs, the efficiency and compatibility of the equipment, the availability of service and spare parts, the reliability of the quality control methods (including construction methods) proposed, safety, environmental benefits, and minor deviations, if any. To the extent practicable, factors other than price shall be expressed in monetary terms according to criteria specified in the bidding documents, or given a relative weight in accordance with the evaluation provisions in the bidding documents.

(c) Provisions for price adjustment included in a bid shall not be taken into consideration.

(3) For the purposes of evaluation and comparison of bids for the supply of goods to be procured on the basis of international bidding:

(a) Bidders will be required to state in their bids the CIP (place of destination) price for imported goods or the EXW (ex works, ex factory, or off-shelf) price plus cost of inland transportation and insurance to the place of destination for other goods offered in the bid;

(b) Customs duties and other import taxes levied in connection with the importation or sales and similar taxes levied in connection with the sale or delivery of goods pursuant to a bid shall not be taken into account in the evaluation of that bid; and

(c) The cost of inland freight and other expenditures incidental to the transportation

and delivery of the goods to the place of their use or installation for the purposes of the project shall be included, if this is specified in the bidding documents.

(4) Where Contractors are responsible for all duties, taxes and other levies under civil works contracts, bidders shall take these factors into account in preparing their bids.

The evaluation and comparison of bids shall be on this basis.

(5) Any procedure under which bids above or below a predetermined bid value assessment are automatically disqualified is not permitted.

<訳文>

(1) 入札評価の目的は、技術仕様を満たし、入札書類に合致している入札について評価価格をベースに比較するものであり、技術仕様を満たす入札のうち、必ずしも最低提示価格札ではなく、最低評価価格札（下記(2)参照）に落札されるものとする。応札者の事前資格審査を実施したとしても、入札評価における技術要素の重要性については変わりがないものとする。

(2) 入札評価は、入札書類に記された条件と一致するものとする。

(a) 入札書類には、計算上の誤差訂正のための入札価格の調整条項、最低評価価格札を決定するための入札評価に際して考慮すべき関連要素、およびそれらの要素がどのように適用されるかが、明記されるものとする。

(b) 考慮対象となり得る要素としては、とりわけ、支払いスケジュール、建設または引渡しの完了時期、稼働費、機器の効率および適合性、サービスおよびスペアパーツの確保、（建設方法も含めた）提案されている品質管理方法の信頼性、安全性、環境面での便益、および契約の本質に関わらない逸脱が含まれる。非価格要素は、実際上可能な限り、入札書類に規定された基準に基づき、金額に換算して表示されるか、入札書類中の評価規定に従い相対的比重（ウェイト）が与えられるものとする。

(c) 入札に含まれた価格調整条項は、考慮しないものとする

(3) 国際入札に基づいて調達される資機材の供給について、入札評価および比較を行う際には、以下が適用される。

(a) 応札者はその入札の中に、当該入札において提供される資機材につき、輸入資機材の場合には CIP(目的地)価格、その他の資機材の場合には EXW (ex work, ex factory または off-shelf) 価格に内陸輸送および目的地までの保険を加えた価格の記載を要求される。

(b) 輸入の際に課される関税およびその他の輸入税、または、入札関連資機材の売却もしくは引渡しに関連して課される販売税およびこれに類する税は、入札評価の際には考慮の対象とされないものとする。



(c) プロジェクトのための使用地または設置場所への資機材の輸送、および引渡しに伴う内地輸送費その他の費用は、入札書類に規定されているのであれば含まれるものとする。

(4) 土木工事契約において、関税、税金およびその他の賦課金を全て「コントラクター」が負担する場合、応札者はこれらの要素を考慮に入れて入札の準備を行うものとする。またそのような場合は、入札評価と比較もこの基準に則して行われるものとする。

(5) あらかじめ定められた査定入札価格より高額または低額の入札は自動的に失格とする手続きは、いかなるものであっても認められない。

## <解説>

### 1. 第(1)項について

(01) 評価にあたっては、単なる価格のみならず、他の要素、例えば支払いスケジュール、建設ないし引き渡し完了までの時間、サービスや部品の確保の他、プラント等の消費（エネルギー）効率等の要素をも勘案する。こうした非価格要素は、あらかじめ定められた評価基準に基づき、金額に数量化して、あるいは点数制により評価されるべきである。

(02) 価格調整条項（いわゆるエスカレーション条項・本ガイドライン第4.12条の各項参照）の内容を評価にあたって如何に勘案すべきか問題となる。原則として、エスカレーション内容は評価対象に含まれないものとする。これは、エスカレーション部分に関し同一基準での比較は不可能（第4.12条でいう“specific formulae”が特定化されていても、その算定にあたってのベースが異なれば〔例、機器調達の場合、応札者国が異なれば、例えば物価変動率等は一般的に異なる〕、同一基準での比較は不可能）であり、故にエスカレーション部分が評価段階では具体的な数値として確定不可能だからである。

### 2. 第(3)項について

入札は、輸入製品についてはCIP(目的地)価格、それ以外の品目はEXW 価格に内陸輸送費および目的地までの保険料と加えた価格に基づいて評価されるべきである。「資機材 (goods)」は最終製品を指し、「EXW 価格」とは工場出荷時の最終製品価格を意味する。国内製品について、これを製造するために使用される原材料の輸入に課せられる関税を控除することは、輸入製品についても製造国において原材料の輸入に同様の関税が課せられていることから認められない。

3. 第(4)項について

本項の土木工事契約の場合、第(3)項(b)の場合と異なった税金の取り扱いを認めているのは、土木工事の場合も税金を除外して考えるのが理想的であるが、かかる税金は国、現場の立地、更に企業の所在地、工事のタイプにより大きく異なるため、これを入札ごとに税を除外して算定していくことが事実上不可能であるとの判断に基づくものである。

4. 「最低評価価格札」の語句からも明らかなように、極めて単純な品目の場合を除き、落札は、上記のような種々の要素を総合的に勘案した結果、最良と判断された応札に対してなされるべきものであって、価格面のみでの一番札（「読み上げ価格」上での一番札）が落札となるとは限らない。

5. 借入人によっては、自国業者育成（ないし優遇）等の観点より、入札比較にあたっていわゆる国内企業優遇措置（借入れ国国内企業優遇の考えの下、国内企業落札のため、外国企業の応札額に関税分等の一定比率分を上乗せする）を採用したい旨の要求がなされることがあるが、円借款の場合は認められていない。更に、応札時に一定以上の国産品比率を求める、または国産品比率の明示を求める等、間接的な自国業者優遇措置を採ることは認められない。

6. 項目（ロット）ベースの応札が入札書類において明示的に許された入札（いわゆる partial bid）において、(01)各ロットの最低価格を合計した額（複数応札者からの調達）と、(02)全ロットを1グループとする額（同一応札者からの調達）が異なる場合（特に、前者<後者の場合）、合理的で適正な評価（各ロット間の技術的関連性等）がなされている限り、前者の結論であっても入札価格については特に問題ではない。

7. 総合評価方式とは、価格要素と非価格要素に（相対的）配点が与えられ、最も高い合計点を取得した応札者が選ばれるという方法である。円借款事業においては、総合評価方式は原則として受け入れられない。価格要素と非価格要素の間での配点割当てにつき確立した方法がないため、主観的な評価がとることが避けられないからである。本ガイドラインでは、借入人に対し明確な技術仕様を定め、技術スペックに合致した応札につき評価価格で比較することを求めており、総合評価方式はこの要求に合致しないものである。

8. 資機材および役務の提供にかかる応札において大幅に不均衡な（極端に高い／安い）単価（unbalanced unit price）が含まれている場合には、借入人は評価結果を決定す

る前に、業務の適切な遂行を確保するため、応札者に対して照会を行い、その回答を受領すべきである。もし借入人に適切な理由があれば、落札者に対して履行保証について妥当な範囲の増額を求めることができる。

9. 入札準備中に行われる応札者の工場検査は、借入人が検査にかかる費用全てを負担することを前提に認め得る。
10. 借入人は、入札書類において規定された入札有効期限内に入札評価を完了すべきである。

## 第 5.07 条 応札者の事後資格審査

### Section 5.07 Postqualification of Bidders

(1) If there has been no prequalification of bidders, the Borrower shall determine whether the bidder whose bid has been evaluated the lowest has the capability and resources to carry out the contract concerned effectively.

(2) The criteria to be met shall be set out in the bidding documents and if the bidder does not meet them, the bid shall be rejected. In such an event, the Borrower shall then make a similar decision regarding the next-lowest evaluated bidder.

#### <訳文>

- (1) 応札者の事前資格審査がない場合には、借入人は、入札の評価価格が最低であった応札者に関し、当該契約を有効に遂行する能力と資源を有するか否かを判定するものとする。
- (2) 満たされるべき基準は入札書類中に記載されるものとし、応札者がこの基準を満たしていない場合は、その入札は拒否されるものとする。この場合には、借入人は評価価格が二番目に低い応札者に関し、同様の判定をするものとする。

#### <解説>

1. 事後資格審査では、最低評価価格札を提出した応札者、サプライヤー、またはコントラクターが、契約を遂行し得るだけの能力(capability and capacity)を有していることを確認する。
2. 事後資格審査は、小額の資機材調達および小規模土木工事契約に適している。
3. 事後資格審査における評価を容易にするため、入札書類において事後資格審査と同様の質問状と評価基準を記載しておくべきである。

## **第 5.08 条 評価報告書**

### **Section 5.08 Evaluation Report**

A detailed report on the evaluation and comparison of bids setting forth the specific reasons on which determination of the lowest evaluated bid was based shall be prepared by the Borrower or its consultants.

<訳文>

最低評価価格札を決定した基礎となった明確な理由を述べた、入札評価と比較に関する詳細な報告書が、借入人または借入人のコンサルタントにより作成されるものとする。

## 第 5.09 条 落札

### Section 5.09 Award of Contract

The contract is to be awarded to the bidder whose bid has been determined to be the lowest evaluated bid and who meets the appropriate standards of capability and financial resources. A bidder shall not be required as a condition of award to undertake responsibilities or work not stipulated in the specifications or to modify the bid.

<訳文>

落札は、その入札が最低評価価格札と判断され、かつ適切な能力と財源を有している応札者に対してなされる。応札者は、落札の条件として、仕様書に規定されていない責任および業務を引き受けること、またはその入札を変更することを要求されないものとする。

<解説>

1. 落札に係わる通知は、Notice of Award, Letter of Intent あるいは Letter of Acceptance 等の表示形態を以ってなされるが、いずれの形態・方法であろうと、かかる通知を企業が受け取ったならば、契約は当該時点で当事者間に成立したものと一般的には解される。（落札通知は、入札評価結果の通知でもなければ、一番札応札者との契約交渉の招請でもないことに留意すべきである。）価格交渉に関しては、入札の本来的趣旨および応札者の利益保護の観点から認められない。
2. 借入人は、入札有効期限の延長が必要とならないよう、当初の期限内に入札評価と落札通知の発出を完了するものとする。期限内に落札通知を発出するために、借入人は現実的なスケジュール策定とその管理に十分注意を払い、円滑・効率的な調達を効果的に実現するべきである。
3. 上記 2. にも関わらず、もし例外的な事情でやむを得なければ、借入人は応札者に対し入札有効期限の延長を求めることができる。しかしながら、大幅な期限延長が必要となる場合には、価格変動のリスクから応札者を保護するため、客観的な価格調整式等一定のリスク軽減措置を講ずることが推奨される。加えて、単に応札者のリスク軽減のみならず、公平・透明な手続きを確保するため、その価格調整式を期限延長申請の中に明記すべきである。

4. 契約構成要素の例を挙げると以下のとおりである。
  - ・ Contract Agreement
  - ・ Letter of Acceptance
  - ・ Bid and Appendix to Bid
  - ・ Conditions of Contract
  - ・ Specifications
  - ・ Drawings
  - ・ Bill of Quantities
  
5. J/V が落札した場合、J/V は契約全体の実施につき「連帯して（全体に）」責任を負っているので、ロットを分割しそれぞれの構成企業に個別に分割された部分の契約を行わせることは認められない。

## 第 5.10 条 入札の拒否

### Section 5.10 Rejection of Bids

(1) Bidding documents usually provide that the Borrower may reject all bids. Rejection of all bids may be justified when (a) the lowest evaluated bid exceeds the cost estimates by a substantial amount, (b) no bid is substantially responsive to the bidding documents or (c) there is a lack of competition. However, all bids shall not be rejected solely for the purpose of obtaining lower prices in the new bids to be invited on the same specifications.

(2) If all bids are rejected, the Borrower shall review factors that made such rejection necessary and consider either revision of the specifications or modification of the project (or the amounts of work or items in the original invitation to bid), or both, before inviting new bids.

(3) Where exceptional circumstances justify this, the Borrower may, as an alternative to rebidding, negotiate with the lowest evaluated bidder (or, failing a satisfactory result of such negotiation, with the next-lowest evaluated bidder) to try to obtain a satisfactory contract.

<訳文>

(1) 入札書類には、通常借入人がいかなる入札も拒否し得る旨定められている。全入札の拒否は、(a)最低評価札が借入人の見込額を大幅に上回る場合、(b)全入札が実質的に入札書類に合致していない場合、または(c)競争が欠如している場合、に正当化され得る。しかしながら、当初と同じ仕様に基づく新たな入札において、さらに低い価格の入札を得ることのみを理由として、全入札を拒否しないものとする。

(2) 全ての入札が拒否された場合には、再入札の前に、借入人は当該拒否が必要となった理由を検討し、仕様の変更またはプロジェクトの変更（または、当初の入札募集における対象工事、資材の量の変更）またはその両方を考慮するものとする。

(3) 借入人は特別な状況においては、再入札をする代わりに、最低評価価格応札者（または、当該交渉が満足する結果を生まなかった際は次の最低評価価格応札者）と交渉して満足し得る契約を結ぶよう努めてもよい。



## <解説>

1. 入札プロセスを通じ競争が確保されている限り、入札価格はあくまで「市場価格」と考えられるため、本条の適用は他の代替手段がない場合に限り認められるべきものである。

### 2. 第(1)項について

(01) 借入人は次の場合、全ての入札を拒否できる：(a) どの応札も照会 (clarification) による調整で借入人側の要求 (仕様等) を満たし得るレベルにない場合、(b) 応札が一者しかなく実質的な競争が存在していない場合、または (c) 最低応札価格が借入人側の見込額を大幅に上回った場合 (この場合における見込額とは、借入人側が一方的に決定する法外に低い額ではなく、借款額積算、詳細設計の結果、またはその他適切な価格見積方法によって機構と適切に合意した額とすべきである)。換言すると、単により低い価格を得るためのみに再入札を行ってはならない。本条の趣旨は、借入人がさらなる価格引下げを期待して徒に再入札を繰り返すことにより、入札の意味がなくなることを防ぐことにあり、借入人が上記の理由以外の正当な理由により、再入札を行うことを禁じるものではない。再入札を認め得る「正当な理由」については、ケースバイケースで判断すべきである。例えば、借入人に瑕疵が認められないにもかかわらず、入札が公正・正当に行われたとは機構として認め得ず、借入人が不利益を被る場合 (例：コンサルタントとコントラクターとの間の中立性に関連し、コンサルタント契約上、コンサルタントの履歴にコントラクターとの関係が明示されておらず、当該関係を借入人が認識しないまま当該企業が入札に参加し「最低評価価格札」を提出した場合) 等が考えられる。

(02) 上記(01) (b) の場合、応札者 1 者のみによる入札が必ずしも競争の欠如を意味するというわけではない。いわゆる single bid は、入札の結果として生じたものであって、随意契約とは性質上異なる (応札者は応札時点で single bid となることを知り得ず、競争が成立したとみなし得る) ため、借入人はその応札者に落札し得る。

### 3. 第(3)項について

また、緊急性の観点から再入札にかかる時間の節約を目的とした、最低評価価格応札者との価格交渉 (同交渉不成立の場合には最低評価価格第二位の応札者と交渉) によって契約合意に至らんとする方策に関しては、それが前記 2. (01) c) に当てはまり、かつ入札の基本原則の観点から問題ないと判断される場合のみ容認され得る (機構との事前協議が必要)。

4. 入札の拒否にかかる手続きと留意点は次のとおりである。

- (01) 借入人は、入札評価結果にその後の方針（最低評価価格応札者との交渉か再入札か）とその理由を併せて記載したものを機構に提出し、機構の確認と同意を得るものとする。
- (02) 借入人が最低評価価格応札者と交渉を行う場合、価格の変更は当初入札書類等に定められていた仕様、事業内容、業務量、品目等における相応の見直しを伴うべきである。しかしながら、大幅な事業内容の削減や契約書の変更には再入札が必要となり得る。
- (03) 最低評価価格応札者との交渉を選んだものの満足のいく結果に至らなかった場合には、借入人は最低評価価格第二位の応札者との交渉に入る前に、速やかに当該応札者に交渉結果を書面で通知すべきである。加えて、借入人は次の交渉に入る前に、最初の交渉の結果につき機構と協議すべきである。

### **第 5.11 条 失注者への通知と失注理由にかかる照会**

#### **Section 5.11 Notification to Unsuccessful Bidders and Debriefing**

(1) Upon the furnishing by the successful bidder of a performance security, the Borrower shall promptly notify the other bidders that their bids have been unsuccessful.

(2) If any bidder who submitted a bid wishes to ascertain the reasons why its bid was not selected, such bidder should request an explanation from the Borrower. The Borrower shall promptly provide an explanation as to why its bid was not selected.

#### <訳文>

(1) 落札者による履行保証の提供を踏まえ、借入人は他の応札者に対して失注の旨を速やかに通知するものとする。

(2) 提出した応札書類が選定されなかった理由の確認を希望する応札者がある場合には、その応札者は借入人に説明を求めるべきである。それに際し、借入人は応札書類が選定されなかった理由の説明を速やかに行うこととする。

#### <解説>

説明は、当該応札者の評価基準ごとの得点とその得点の理由、および/あるいは入札書類の条件に合致していないと判断した理由を含むものとし、書面あるいは面談によってなされるものとする。

## 第 5.12 条 情報の公開

### Section 5.12 Information to be Made Public

(1) After a contract is determined to be eligible for JICA's financing, the names of all bidders, their bid prices, the name and address of successful bidder concerning the award of contract, the name and address of supplier, and the award date and amount of the contract may be made public by JICA.

(2) The Borrower shall have all provisions and measures necessary to ensure that the above information shall be available for being made public incorporated in documents related to procurement, such as bidding documents and contracts.

<訳文>

(1) 機構は、契約が機構の融資に適格であると決定された後、全応札者、各々の応札価格、契約の落札に成功した応札者の名前と住所、サプライヤーの名前と住所、契約締結日および契約金額を公開できる。

(2) 借入人は、入札書類や契約等の調達関連書類において、上記情報が公開され得ることを確保するために必要なあらゆる規定および措置を組み入れるものとする。

## **Annex I      Factors to be Evaluated in Prequalification**

- The prequalification process is intended to prequalify Contractors with regard to the capabilities described below in advance of bidding so that invitations to bid are extended only to those who have the requisite technical and financial capability. The Borrower reserves the right to waive minor deviations, if they do not materially affect the capability of an applicant to perform the contract satisfactorily. Subcontractors' experience and resources shall not be taken into account in determining the Applicant's compliance with the qualifying criteria<sup>1</sup>.
- This annex only gives examples of the factors to be evaluated in prequalification documents. The sample will require adaptation to a greater or lesser degree in actually preparing the prequalification documents, taking account of the scale and nature of the contract.
- The weight given to each of the following factors is to be determined on a project by project basis.

### **1. General Experience**

The Applicant will submit the following information:

- Average annual turnover over the last \_\_ years. The minimum requirement is \$\_\_\_<sup>2</sup>.
- Successful experience as prime Contractor in the execution of projects of a nature and complexity comparable to the proposed contract. The execution of at least projects within the last \_\_\_years is required<sup>3</sup>. Experience of execution of a project of a comparable nature and complexity refers to the execution of more than (e.g. One million cubic meters of rock placed in rockfill dams in one year)<sup>4</sup>.
- Letters of reference from past customers, together with the contact address, etc., of each customer, in order to show past performance in the execution of projects of a comparable nature and complexity.
  
- Experience of project execution in the country concerned and of project execution abroad in similar countries will be taken into consideration when evaluating an Applicant's experience and capability.

### **2. Personnel Capabilities**

- The Applicant must have suitably qualified personnel to fill the following positions. The Applicant will supply information on a prime candidate and an

alternate for each of the following positions, both of whom should meet the experience requirements specified below.

	Total experience (years)	In similar works (years)	As managers of similar works (years)
Project manager			
Other position			

(List only key management and specialist positions.)

### 3. Equipment Capabilities

- The Applicant should own, or have assured access to, the following key items of equipment in full working order, and should demonstrate that they will be available for use in the proposed contract. The Applicant may also list alternative equipment which he would propose for the Contract, together with an explanation of the proposal.

Equipment type and characteristics	Minimum number required
1.	
2.	

(This section applies mainly to construction works or contracts requiring production capacity. The items listed should be limited to major items of equipment crucial to the proper and timely execution of the contract, and which applicants may not readily be able to purchase, hire, or lease in the required time-frame.)

### 4. Financial Position

- (1) The Applicant should demonstrate that he has access to, or has available, liquid assets, unencumbered real assets, lines of credit, and other financial means sufficient to meet the construction cash flow for a period of \_\_ months, estimated at US\$ \_\_ equivalent, net of the Applicant's commitments for other contracts<sup>5</sup>.
- (2) The Applicant should submit the audited balance sheets for the last five years and demonstrate the soundness of its financial position. Where necessary, the

Borrower will make inquiries of the Applicant's bankers.

5. Litigation History

- The Applicant is to provide accurate information on any litigation or arbitration resulting from contracts completed or under execution by him over the last years. A consistent history of awards against the Applicant or any partner of a joint venture may result in failure of the application.

6. In the Case of a Joint Venture

- (1) The lead partner should meet not less than \_\_\_ % of all the qualifying criteria given in paragraphs 1 and 4(1) above<sup>6</sup>.
  - (2) The other partners should meet not less than \_\_\_ % of all the qualifying criteria given in paragraphs 1 and 4(1) above<sup>7</sup>.
  - (3) The joint venture should satisfy collectively the criteria of paragraphs 1, 2, 3, and 4(1), for which purpose the relevant figures for each of the partners shall be added together to arrive at the joint venture's total capability. Individual members should each satisfy the requirements of paragraphs 4(2) and 5.
- The formation of a joint venture after prequalification, and any change in a prequalified joint venture, will be subject to the written approval of the Borrower prior to the deadline for submission of bids. Such approval may be denied, if (a) as a result of the change in a prequalified joint venture, any of its partners individually or collectively does not meet the qualifying requirements or (b) in the opinion of the Borrower, a substantial reduction in competition may result.

<sup>1</sup> Subcontractors' experience and resources may be considered, however, when they perform essential work under the supervision of the main contractor(s).

<sup>2</sup> Usually not less than 2 1/2 times the estimated annual cash flow in the proposed contract or works. The coefficient may be smaller for large contracts.

<sup>3</sup> It is essential to ensure that the criteria are drawn up in accordance with the realistic needs of the project. Execution of three projects over a period of five years may be required for normal projects, and over a period of ten years for large-scale projects. For projects of a special nature, the criteria are to be established on a case-by-case basis.

<sup>4</sup> For example, indicate an annual production rate for the key construction activity. The annual rate should be a percentage (e.g. 80%) of the expected peak rate of construction for the key activity.

<sup>5</sup> Calculate the cash flow for a number of months, determined as the total time needed by the

Borrower to pay a contractor's invoice after the invoice has been issued.

<sup>6</sup> Except for very large projects, the appropriate percentage should be not less than 40%.

<sup>7</sup> Except for very large projects, the appropriate percentage should be not less than 25%.

\* This annex is subject to change based on revisions made in the Sample Prequalification Documents under Japanese ODA Loans.



<訳文>

別添 I 事前資格審査評価項目

- ・事前資格審査は、技術的・財務的に能力を有する業者だけに入札参加の募集が行われるよう、入札に先立ち、以下の項目について「コントラクター」の能力を審査するものである。応募者が契約を満足に遂行する能力に実質的に影響を与えない場合には、借入人は、子細な基準の逸脱を問題としない権利を有している。応募者が事前資格審査基準を満たしているかの判断に当たっては、サブコントラクターの経験、資産等は考慮されないものとする<sup>1</sup>。
- ・本別添は、事前資格審査書類における評価項目のみを例示したものである。実際の事前資格審査書類の準備・作成に当たっては、個々の契約の規模・性格を考慮した上で、この例を適宜変更することが求められる。
- ・以下の各項目に割り当てられるウェイト（配点）は個々のプロジェクトにより適宜決定される。

1. 一般的な経験

応募者は、以下の点の実績を提出する。

- ・過去\_\_年間の平均年間総売上高（turnover）。\$\_\_\_\_以上であることが必要である<sup>2</sup>。
- ・プライムコントラクターとしての、本契約と同程度の性格および内容を有する事業を実施した経験。過去\_\_年間に少なくとも\_\_つの事業を実施していることが求められる<sup>3</sup>。同程度の性格および内容を有する事業の経験とは、（例：ロックフィルダムにおいて1年間に100万立方メートルの業務を実施したこと）<sup>4</sup>を意味する。
- ・過去の同程度の性格・内容を有する事業におけるパフォーマンスを示すため、コンタクトアドレス等を付した過去の契約における発注者からのレファレンスレター。
- ・応募者の経験、能力の評価においては、当該国での事業実施経験または類似した国での海外事業経験が考慮される。

2. 人員面の能力

- ・応募者は、以下のポジションについて、適切な資格を有する人員を配置しなければならず、それぞれ以下の経験を有する第一候補者とその代替候補者についての情報を提出する。

	総経験（年）	類似事業における経験（年）	類似事業のマネージャーとしての経験（年）
プロジェクトマネージャー			
他のポジション			

（主要なマネジメントおよびスペシャリストのポジションだけとする。）

### 3. 機器面の能力

- ・応募者は、十分に機能する以下の機器を所有しているか、またはかかる機器に確実なアクセスを有しているべきであり、かつ、本契約において使用できることを示すべきである。また、応募者は、本契約のための代替機器を列挙してもよい。

機器のタイプと特徴	最小必要数
1.	
2.	

(本項目は、主として建設工事、または生産能力が必要な事業において適用される。列挙される機器は、限られた期間内での購入、賃貸リース等が困難であり、かつ事業実施には不可欠の主要な設備に限定すべきである。)

### 4. 財務状況

- (1) 応募者は、当該契約以外の契約を除いて（ネットで）、\$ (金額) 相当と見込まれる (期間) 分の工事のためのキャッシュフローを満たすだけの、流動資産、(抵当等に入っていない) 不動産、信用供与、他の財務手段があることを示すべきである<sup>5</sup>。
- (2) 応募者は、過去 5 年間の監査済みの貸借対照表を提出し、財務の健全性について示すべきである。必要に応じ、借入人は応募者の関連銀行に照会する。

### 5. 訴訟歴

- ・応募者は、過去\_\_年間の、実施済または遂行中の契約から発生した訴訟、仲裁に関する正確な情報を提供する。応募者またはジョイント・ベンチャー (J/V) のパートナーに反する裁定が度重ねられている場合には、応募が失格となることがある。

### 6. ジョイント・ベンチャー (J/V) の場合

- (1) 中心企業 (リード・パートナー) は、上記 1. および 4. (1) に与えられた基準の少なくとも\_\_%を満たすべきである<sup>6</sup>。
  - (2) 他の企業は、上記 1. および 4. (1) に与えられた全ての基準の少なくとも\_\_%を満たすべきである<sup>7</sup>。
  - (3) J/V は、パートナーのそれぞれの数値を、J/V の総合能力をみるために合計し、全体として、1. 2. 3. 4. (1) の基準を満たすものとする。また、個々のパートナーは、それぞれ 4. (2) と 5. の要件を満たすべきである。
- ・事前資格審査後の J/V の形成および適格となった J/V のパートナー変更を行う場合、入札締め切りの前に借入人の書面による承認を得ることが必要である。(a) 適格となった J/V のパートナー変更により、個々のパートナーまたは全体として要件を満たさなくなる場合、または、(b) 著しい競争力の低下となると借入人が判断した場合に

は、かかる承認は与えられない。

- 1 メインコントラクターの監督の下、実質的な業務をサブコントラクターが実施する場合には、サブコントラクターの経験、資産は考慮され得る。
- 2 通常、本契約における年間のキャッシュフローの見積の 2.5 倍以上とする。係数は、大規模な契約においては小さくなり得る。
- 3 個々の事業における現実的な基準を設定することが必要である。通常の事業においては、5 年間に 3 件、大規模事業の場合には 10 年間に 3 件の経験が求められ得る。特殊な事業の場合、基準は、ケースバイケースで決められる。
- 4 例えば、キーとなる建設工事での年間の生産量を指示する。この生産量は、キーとなる建設工事での推定ピーク量に対する割合（例：80%）とすべきである。
- 5 インボイスの提出から借入人が支払いを行うまでに必要な期間におけるキャッシュフローを計算する。
- 6 非常に大規模な事業を除き、40%以上とすることが適当である。
- 7 非常に大規模な事業を除き、25%以上とすることが適当である。

\*本別添は、円借款事業における標準事前資格審査書類の改訂により変わることがある。

#### <解説>

1. 本別添はあくまで評価項目の例であり、実際の事前資格審査(P/Q)実施に当たっては、個々の調達内容に応じ適宜項目を修正すべきである。
2. P/Q 評価の段階で、借入人側がこれら項目に関する解釈を広げたり、基準を緩めたりすることも散見されるが、これは受け入れられない。非差別の原則および質の重視に念頭に置きつつ、P/Q 書類に定める基準を厳格に遵守すべく指示を与えるべきである。



